

### III 運行管理等

1. 運行管理規程
2. 運行管理者の選任・届出
3. 運行管理者の研修
4. 過労防止
5. 点呼の実施及び記録・保存
6. その他の点呼方法
7. 乗務記録(運転日報)
8. 運行記録計
9. 運行指示書
10. 安全確保の指導・監督

## 1 運行管理規程

事業者は、運行管理者の職務や権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあっては、その職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全に関する業務の処理基準等を定めた運行管理規程を作成しなければなりません。

運行管理規程は、少なくとも運行管理者及び統括運行管理者がその業務を行うに足りる権限を規定し、さらに自社の実態を十分考慮して実施すべき業務等を新たに加え、運行管理の実施に支障が生じないものにしなければなりません。



### (1) 運行管理規程の制定と内容

運行管理者の業務は、安全規則第20条(運行管理者の業務)で規定されていますが、安全規則第21条(運行管理規程)では、運行管理業務が適切に処理されるよう、次の事項を制定しなければなりません。ただし、運輸支局への届出義務はありません。

- ① 運行管理者の組織、職務及び選任方法等に関する規定。
- ② 補助者の選任方法、職務及び遵守事項。
- ③ その他、法改正等あった場合は、改正内容。

### (2) 統括運行管理者を選任する場合

運行管理者を同一の営業所で2名以上選任する場合は、運行管理者の業務全般を統括する統括運行管理者を選任し、係る職務及び権限並びに運行の安全の確保に関する事項を付与した「運行管理規程」を定めなければなりません。さらに事業者は、「運行管理規程」を理解させるため、必要によっては個別に指導しなければなりません。

## 2 運行管理者の選任、届出

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業を除く)は、自動車の安全確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから営業所の車両数に応じて運行管理者を選任しなければなりません。

### 根拠法令



貨物自動車運送事業安全規則第18条、第19条

## (1) 運行管理者の選任数

| 事業用自動車の車両数<br>(被けん引車を除く) | 運行管理者数 |
|--------------------------|--------|
| 29両まで                    | 1人     |
| 30両～59両                  | 2人     |
| 60両～89両                  | 3人     |
| 90両～119両                 | 4人     |
| 120両～149両                | 5人     |
| 150両～179両                | 6人     |
| 180両～209両                | 7人     |
| 210両～239両                | 8人     |

※以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。

(注) 専ら靈柩自動車の運行を管理する営業所又は一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる地域に存する営業所など、地方運輸局長が認めて公示した営業所については、保有車両数が5両未満である場合、運行管理者を選任する義務はありません。

## (2) 運行管理者の選任及び解任届出

事業者は、運行管理者を選任したとき、又はこれを解任したときは、遅くとも1週間以内に運輸支局長に届け出しなければなりません。

### ① 選任届

運行管理者資格者証の写しを提示し、次の事項を記載する。

- ア. 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ. 事業の種類
- ウ. 運行管理者の氏名および生年月日
- エ. 運行管理者資格者証の番号及び交付年月日
- オ. 営業所の名称及び所在地
- カ. 兼職の有無(有の場合は、その職名及び職務内容)

### ② 解任届

解任の届け出には次の事項を記載する。

- ア. 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ. 事業の種類
- ウ. 運行管理者の氏名及び生年月日
- エ. 運行管理者資格者証の番号及び交付年月日
- オ. 営業所の名称及び所在地
- カ. 兼職の有無
- キ. 運行管理者でなくなった理由

### (3) 運行管理者として選任できる者

運行管理者として選任できるのは、運行管理者資格者証の交付を受けている者でなければなりません。

運行管理者資格者証の交付を受けられるのは次のいずれかの者で、運輸局長に交付の申請をする必要があります。

- ① 運行管理者試験に合格した者。
  - ② 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は特定第二種利用運送事業の運行管理に関し、5年以上の実務経験を有し、その間に国土交通大臣の認定を受けた機関が行う告示で定められた講習を5回以上(内、基礎講習1回)受講した者。
- ただし、受講回数は、基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合は1回となる。

### 根拠法令



貨物自動車運送事業安全規則第19条、24条

### (4) 補助者を選任する場合

1人の運行管理者では、24時間の勤務は不可能であるため、営業所内で運行管理者の業務を補助させる「補助者」をあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、運行管理が完全に実施されるよう万全を期す必要があります。

なお、「補助者」は、下記の条件のいずれかを満たした者の中から選任しなければなりません。

- ① 運行管理者資格者証を有する者
- ② 国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって、国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習を修了した者)。

※補助者の選任に当たっては、その選任方法及び職務並びに遵守事項等について「運行管理規程」に明確に規定しなければなりません。

#### 【運行管理の実務経験及び講習の参考例】

| 講習                 | H28.6.1 | H29  | H30     | R1   | R2   | R3   | R4                             |
|--------------------|---------|------|---------|------|------|------|--------------------------------|
|                    | 基礎講習    | 一般講習 | 一般講習    | 一般講習 | 一般講習 |      |                                |
| H28.6.1 運行管理者補助者選任 |         |      |         |      |      |      | R3.6.2以降<br>申請により運行管理者<br>資格交付 |
| 実務                 |         |      |         |      |      |      | 5年間補助者としての実務                   |
| 講習                 | H28     | H29  | H30.6.1 | R1   | R2   | R3   | R4                             |
|                    | 一般講習    | 一般講習 | 基礎講習    | 一般講習 | 一般講習 | 一般講習 | 一般講習                           |
| H30.6.1 運行管理者補助者選任 |         |      |         |      |      |      | R5.6.2以降<br>申請により運行管理者<br>資格交付 |
| 実務                 |         |      |         |      |      |      | 5年間補助者としての実務                   |

基礎講習を受けることで補助者として運行管理業務に携われる。よって、基礎講習受講後から実務経験がカウントできる。したがって前記のように一般講習を先に受けても、実務ができず無駄となる。また、実務が伴わない一般講習はカウントに入らない。

| 講習 | H28.6.1            | H29              | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|--------------------|------------------|-----|----|----|----|----|----|
| 実務 | H28.6.1 運行管理者補助者選任 |                  |     |    |    |    |    |    |
|    |                    | ← 5年間補助者としての実務 → |     |    |    |    |    |    |
|    |                    |                  |     |    |    |    |    |    |

R3.6.2以降で、かつ、  
 R3年度の一般講習受講  
 後申請により運行管理者  
 資格交付

未受講の年があっても、講習を5回受けければ認定対象となる。

※実務の経験には、平成19年3月31日以前に運行管理に携わっていた経験を含む。

## 記載例

### 自動車運送事業運行管理者選任・解任届出書（一般貸切を除く）

東北運輸局 宮城運輸支局長 殿

事後届出のため、選任(解任)日より  
前に届け出ないよう注意して下さい。

令和 元年 10月21日

事業者名(会社名)で届出する。  
※営業所名で届出しないこと。

届出者の氏名

国土交通株式会社

又は名称

東京都千代田区霞が関2-1-3  
03-5253-XXXX

届出者の住所

及び電話番号

営業所名、所在地、電話番号も  
届出者とは別に記入する。

営業所の名称

仙台営業所

営業所の所在地

仙台市宮城野区扇町三丁目3-15  
022-235-2517

及び電話番号

| 旅客 | 事業の種類及び<br>自動車の台数 | 1. 一般乗合<br>台                       | 2. 一般乗用  | 3. 特定旅客 |
|----|-------------------|------------------------------------|--|---------|
| 貨物 | 事業の種類及び<br>自動車の台数 | 1. 一般貨物(ア. 特別積合 イ. その他)<br>10台( )台 | 2名以上選任の場合のみ統括を選任する。<br>選任年月日欄の上段は運行管理者として選任した日、<br>下段は統括に選任した日を記入する。 |         |

|                   |                   |                                 |             |                   |                   |
|-------------------|-------------------|---------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| (ふりがな)<br>運行管理者氏名 | 生年月日              | 選任年月日                           | 運行管理<br>者番号 | 交付年月日             | 兼職の有・無<br>職名・職務内容 |
| せんだい たろう<br>仙台 太郎 | 昭和<br>平成40年 3月 1日 | 平成<br>令和21年 4月 1日<br>令和元年10月11日 | 東宮第 9999号   | 平成<br>令和10年 5月 1日 | 有<br>無 営業課長       |

|       |                   |                   |                   |             |                   |            |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------------|------------|
| 運行管理者 | せんだい じろう<br>仙台 次郎 | 昭和<br>平成61年 2月 1日 | 平成<br>令和元年 10月11日 | 東宮貨物第 1001号 | 平成<br>令和元年 5月16日  | 有<br>無 配車係 |
|       |                   | 昭和<br>年 月 日       | 平成<br>令和<br>年 月 日 | 第 号         | 平成<br>令和<br>年 月 日 | 有<br>無     |
|       |                   |                   |                   | 号           | 平成<br>令和<br>年 月 日 | 有<br>無     |
|       |                   |                   |                   | 号           | 平成<br>令和<br>年 月 日 | 有<br>無     |
|       |                   |                   |                   | 号           | 平成<br>令和<br>年 月 日 | 有<br>無     |
|       |                   |                   |                   | 号           | 平成<br>令和<br>年 月 日 | 有<br>無     |

| 変更(解任)になった<br>運行管理者 | 氏 名               | 変更解任<br>年月日   | 理 由                |         |       |             |
|---------------------|-------------------|---------------|--------------------|---------|-------|-------------|
|                     | せんだい しろう<br>仙台 四郎 | 令和 元年 10月 10日 | 1. 転任<br>5. その他( ) | 2. 職制変更 | 3. 退職 | 4. 資格者証返納命令 |
|                     |                   | 令和 年 月 日      | 1. 転任<br>5. その他( ) | 2. 職制変更 | 3. 退職 | 4. 資格者証返納命令 |
|                     |                   | 令和 年 月 日      | 1. 転任<br>5. その他( ) | 2. 職制変更 | 3. 退職 | 4. 資格者証返納命令 |
|                     |                   | 令和 年 月 日      | 1. 転任<br>5. その他( ) | 2. 職制変更 | 3. 退職 | 4. 資格者証返納命令 |
|                     |                   | 令和 年 月 日      | 1. 転任<br>5. その他( ) | 2. 職制変更 | 3. 退職 | 4. 資格者証返納命令 |

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 変更の事由<br>及び備考 | 仙台営業所運行管理者退職に伴う変更。 |
|---------------|--------------------|

#### [記載要領]

- 「事業の種類」及び「変更(解任)理由」については、該当記号を○で囲んでください。
- 貨物の「自動車の台数」については、被けん引自動車を除いた台数を記載してください。なお、被けん引自動車は、( )内に記載してください。
- 「兼職の有無」については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載してください。
- 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者の氏名及び統括運行管理者として選任された年月日を「統括」欄に記載してください。なお、選任年月日欄の上欄には、運行管理者として選任された年月日を、下欄には統括運行管理者として選任された年月日を記載してください。

#### [注意事項]

- 運行管理者選任届の際には、資格者証の写しを添付してください。
- 自動車の台数に応じて選任を要する運行管理者の員数が異なりますので留意してください。

(日本工業規格A列4版)

### 3 運行管理者の研修

事業者は、以下のとおりの運行管理者に国土交通大臣の認定を受けた機関が行う告示で定められた講習を受講させなければなりません。

#### 根拠法令



#### 貨物自動車運送事業安全規則第23条

(1) 死者もしくは重傷者の生じた事故を惹起した営業所、又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所で、その責任を有する運行管理者又は、複数の運行管理者を配置する営業所の統括運行管理者は、運輸支局の通知より1年以内に特別講習を受講しなければならない。

また、特別講習の受講対象となった運行管理者を含め、所属する営業所の他の運行管理者は、基礎講習又は一般講習を2年度連続して受講しなければならない。

(2) 運行管理者として新たに選任した者は、選任年度に一般講習もしくは基礎講習を受講しなければならない。

基礎講習を受講していない場合は、基礎講習を受講する。

「新たに選任した者」とは、同一事業者で、他の営業所で選任されていた者は該当しない。

他事業所(他社)で選任されていた者を新たに選任した場合は受講の対象となる。

(3) 選任されている運行管理者は、最後に受講した年度の翌々年度に受講しなければならない(2年度に1回受講)。

※「年度」とは、4月1日～翌年3月末の期間をいう。

## 4 過労防止

自動車運転者の労働時間その他の労働条件については、それらが交通事故の要因となることが多いため、事故防止の一環としてその改善が強く要請されています。

これに鑑み、平成元年2月「自動車運転者の労働時間の改善のための基準(労働省告示第7号)」が発令され、その後、改正を経て平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められました。

そのためにも、自動車運転者の労働時間規制を理解し、違法運転とならないよう対策をたてる必要があります。

### (1) 拘束時間

通常、就業規則などで定めている始業時刻から終業時刻までの時間をいい、基本的には労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間となります。

総拘束時間は、1ヶ月について293時間を超えてはいけません。ただし、労使協定がある場合は、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長することができるので、業態に合わせ、合理的な配分をすることが必要です。(次ページの協定書(例)を参照)

1日においての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とし、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間に2日以内とされています。

- ① 1ヶ月の総拘束時間の計算は、特定の日を起算日とし、1ヶ月ごとに区切って行うこと。
- ② 1日の拘束時間が15時間を超えるのが1週間に2回が限度です。このため、休憩時間が9時間未満となる回数も1週間に2回が限度となります。したがって、片道の拘束が15時間を超える長距離の往復運送は、1週間に1回しかできません。



A～Bの拘束時間は、始業から継続する24時間の中で13時間です。

Cから始まる継続24時間(翌日8:00まで)の拘束時間は、C～Dの15時間と翌日のE～Fの2時間で合計17時間となり、1日の最大拘束時間16時間を1時間超過するので違反となります。

## 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月についての拘束時間の延長に関する協定書（例）

〇〇運送株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 と 〇〇運送株式会社 労働者代表 〇〇 〇〇  
は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転業務に従事するものとする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

| 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 年間計   |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 265 | 320 | 293 | 305 | 265 | 265 | 320 | 305 | 305 | 275 | 305 | 293 | 3,516 |
| 時間    |

- 3 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

令和2年3月23日

〇〇運送株式会社 労働者代表 〇〇〇〇印

〇〇運送株式会社 代表取締役 〇〇〇〇印

## 労働時間の考え方

### ① 労働時間

一般的に「労働者が使用者に労務を提供し、使用者の指揮命令に服している時間」をいいます。

**休憩時間や仮眠時間は労働時間ではありません。**

手待時間は休憩時間と同様に考えられがちですが、実際には仕事があれば、すぐにも仕事につかなければならぬことから、運転者が自由にならないため労働時間とされています。

### ② 所定労働時間

就業規則等で定める始業時刻から終業時刻までの労働時間(休憩時間を除く)で法的労働時間の範囲内で定める事となります。

### ③ 法定労働時間

労基法でいう原則的労働時間のことです。昭和62年の改正で、1週間の法定労働時間は、従来の48時間から段階的に短縮され、平成9年4月から40時間となりました。

なお、1日の法定労働時間は8時間で変わりません。

### ④ 所定外労働時間

所定労働時間を1週40時間と定めているところでは、それを超えた労働をすれば所定外労働となります。もしそれが法定労働時間を超える場合は、労基法第36条により労使協定(いわゆる36協定)を締結し労働基準監督署に届け出なければなりません。

### ⑤ 休憩時間

労働時間の途中で、労働の義務を免除され、権利として労働から離れるなどを保障されている時間をいいます。

### ⑥ 休息期間

「勤務」と次の「勤務」との間にあって、労働者にとって全く自由な時間で、家庭などで疲労の回復を図る貴重な時間帯です。

労働時間の途中に与えられる休憩時間や仮眠時間とは本質的に異なります。

※休憩時間と休息期間は違います

休息期間とは、拘束時間中の疲労を回復するだけでなく、余暇を楽しむなど、個人にとって全く自由な時間であり、休憩時間や仮眠時間とははっきり区別されているものです。

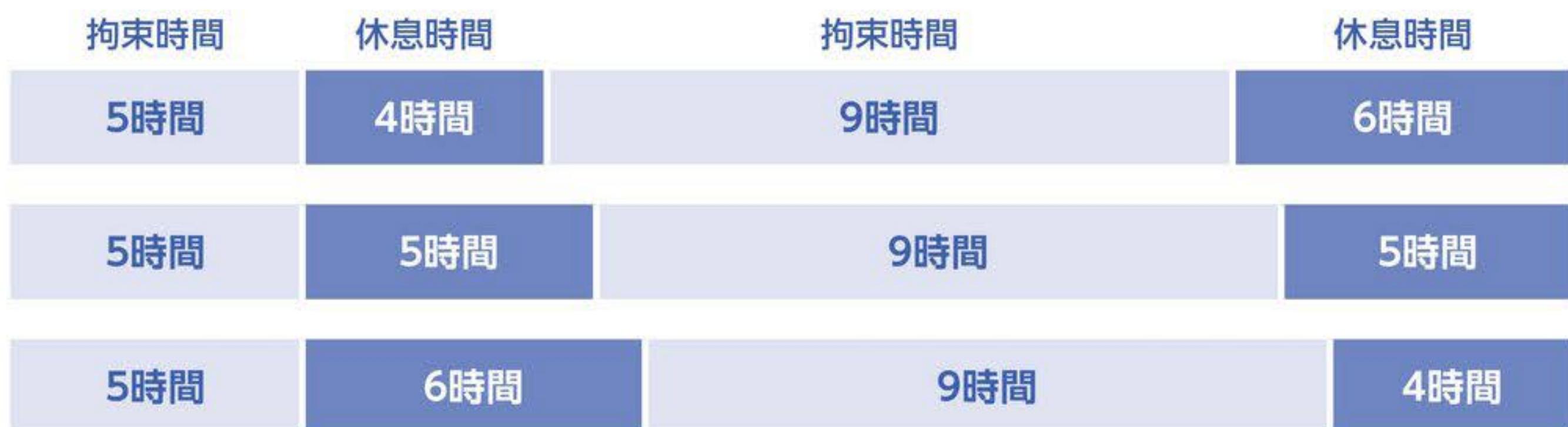
休息期間は基本的に、「勤務終了後、継続して8時間以上与えること」としています。

しかし、トラック業界の実態からすると、長距離運送がある場合にはこれを当てはめるのが難しいケースもあるため、一定の期間(原則2週間から4週間程度)の中で全勤務回数の2分の1を限度に休息期間を分割して与えてもよいとされています。

この場合、1日(始業時刻から起算して24時間をいう)において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。従って、休息期間を分割するには、4時間と6時間などの二分割か、4時間を3回の計12時間の三分割が考えられます。

ただし、この休息期間の分割付与については、勤務の途中でフェリーに乗務する場合には適用しないものとされています。

## 《二分割の休息の場合》



## 《三分割の休息の場合》



※4時間未満の場合は、すべて休憩時間となるので注意

### ◆ツーマンなら最大20時間までOK

車内ベッドで交互に仮眠のとれるトラックに2人乗務する場合は、例外として最大拘束時間20時間まで延長、休憩時間は4時間まで短縮する特例が認められています。

| 時間別<br>運行別 | ワンマン運行   | ツーマン運行                             |
|------------|--|------------------------------------|
| 最大拘束時間     | 16時間   | 20時間                               |
| 休憩期間       | 8時間以上(分割は10時間以上)   | 4時間以上                              |
| 回数制限       | 15時間超は週2回まで  | なし                                 |
| フェリー利用     | フェリー乗船時間は原則として休憩期間として与えるべき8時間から減じることができるが、減算後の休憩期間は、下船後の拘束時間の2分の1を下回ってはならない。 | 乗船中の休憩期間が4時間未満の場合は、下船後に残りの休憩期間をとる。 |

### (2) 最大運転時間と連続運転時間

#### ① 最大運転時間

「最大運転時間」は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均して1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えてはならないとされています。

「2週間を平均し1週間当たり44時間を超えてはならない」ということは、2週間の総枠が88時間ですから、仮に2日で最大18時間(往復)の運行を3回予定すると、第1週の6日間では54時間となり、第2週は34時間が限度ということになります。

また、「2日で最大18時間」といって1日目の運転開始から18時間を運行しようとしても、1日の「最大拘束時間」が16時間となっているので、その範囲内での運転時間となります。

## ② 連続運転時間

「連続運転時間」は、4時間を超えてはなりません。

ここでいう連続運転とは、「1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中斷をすることなく連続して運転する。」ことをいいます。

連続運転時間の規則は、一般道路・高速道路の別を問わず適用されます。

連続運転時間を中断させるには、次のような時間配分が必要です。



## ③ 運行期間の制限

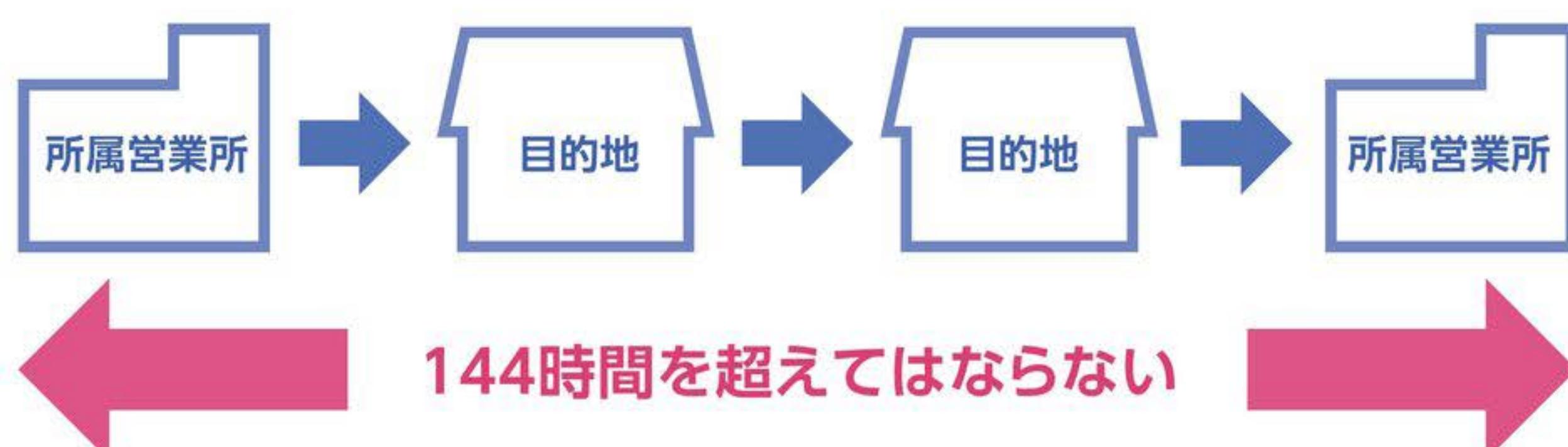
運行期間の制限については、営業区域規制の廃止に伴い、長期間所属営業所に戻らない運行が行われることが想定されることから、運転者の過労防止のため、勤務時間等の基準に係る国土交通大臣告示において、従来の基準の上乗せ基準として、「運転手が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、フェリーに乗船する場合の休憩期間を除く)は144時間を超えてはならない」とされています。

※ 24時間(1日) × 6日 = 144時間

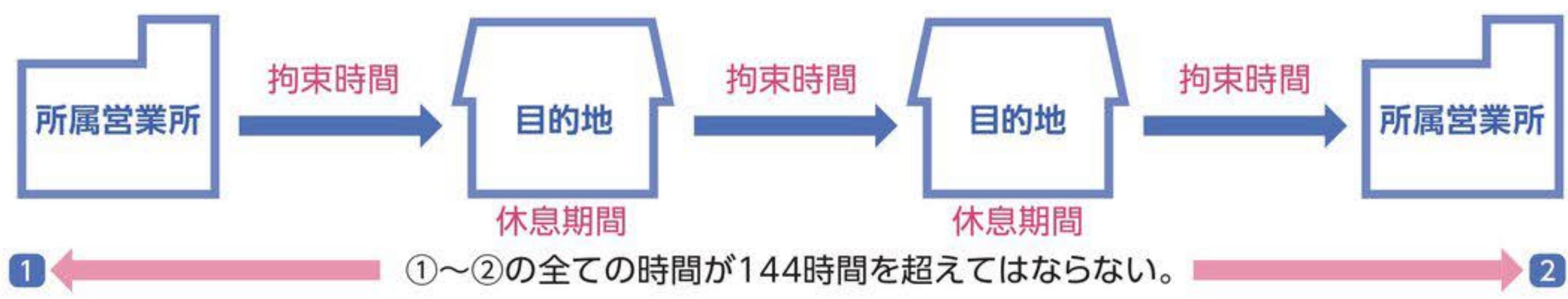
6日以内に所属している営業所に戻らなければならないということになります。

※「一の運行」とは、所属している営業所を出庫してから、また所属営業所に帰庫するまでを指します。

出庫時「対面点呼」をして運行し、帰庫時「対面点呼」をして終了となります。たとえ、同じ会社の別の営業所に立ち寄って休息をとったとしても「一の運行」が終了したことにはなりません。



## 運行期間



## 運行途中フェリーに乗船した場合の運行期間



※フェリー乗船時間は休息期間となる。

## 根拠法令



貨物自動車運送事業安全規則第3条

## トラックドライバーの労働時間等の改善基準

| 項目           | 改善基準の内容   | 備考  |
|--------------|---|---|
| 拘束時間         | 1ヶ月 293時間   | 労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可   |
|              | 1日 原則 13時間  |   |
|              | 1日 最大 16時間  | 1日の拘束時間が15時間を超えて勤務が出来るのは1週2回以内  |
| 休息期間         | 継続8時間以上   | 運転者の住所地で休息時間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努力   |
| 拘束時間・休息期間の特例 | 休息期間分割の特例<br>1回継続4時間以上<br>合計10時間以上                          | 業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過終了後に合計10時間以上の分割可<br>※1. 一定期間における全勤務回数の1/2が限度<br>※2. 一定期間=原則として2週間から4週間程度 |
|              | 2人乗務の特例<br>1日 20時間  | 2人乗務(ベット付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮可   |
|              | 隔日勤務の特例<br>2暦日 21時間   | 2週間で3回まで拘束時間は24時間まで延長可(事業所内仮眠施設等において、夜間4時間以上の仮眠が必要)<br>ただし、2週間で総拘束時間は126時間が限度<br>勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要                     |
|              | フェリーに乗船する場合の特例<br>乗船時間は原則休息期間                               | 乗船時間は休息期間として勤務終了後の休息期間から減算可 ただし、減算後の休息期間はフェリーライフから勤務終了時までの時間の1/2以上が必要   |
| 連続運転時間       | 4時間以内   | 運転開始後4時間以内に連続30分以上の運転中断が必要<br>又は、1回10分以上、合計30分以上の運転中断も可   |
| 運転時間         | 1日 9時間  | 2日平均で1日当たり9時間が限度  |
|              | 1週間 44時間  | 2週平均で1週間当たり44時間が限度  |
| 時間外労働        | 1日、2週間、<br>1ヶ月以上3ヶ月<br>1年以上                                 | 改善基準告示の範囲内で左記の条件で労使協定(36協定)を結ぶ  |
| 休日労働         | 2週間に1回  | 2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内  |
| 労働時間の取り扱い    | 労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む)を差し引いたもの<br>事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内 |   |
| 休日の取扱        | 休日は休息期間に24時間を加算した時間<br>いかなる場合であっても30時間を下回ることは不可             |   |
| 適用除外         | 緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外                    |   |

## 5 点呼の実施及び記録、保存

貨物自動車運送事業者は、運転者が乗務を開始しようとするとき、及び、乗務を終了したときは、やむを得ない場合を除き、対面により点呼を行わなければなりません。

※運行上やむを得ない場合とは、乗務員が遠隔地にいる場合のことを指すもので、車庫が離れていることや、深夜、早朝の時間帯等ということではありません。

点呼記録簿は1年間の保存義務があり、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができます。

### 根拠法令



### 貨物自動車運送事業安全規則第7条

#### (1) 乗務前点呼

乗務前の対面点呼は、運転者が乗務前の日常点検を実施した後の出発前に行います。

- ① 酒気帯びの有無
- ② 疾病、疲労、睡眠不足等その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認
- ③ 日常点検の実施とその確認
- ④ 運行指示書の必要な運行の場合は、運行指示書による指示
- ⑤ 安全な運行をするため必要な指示  
(運行記録計を備えた車両については、記録紙等の装着を運転者に行わせる)

#### (2) 中間点呼

中間点呼は、乗務前、乗務後とも対面点呼が行えない場合は、運行の途中で実施しなければなりません。

- ① 酒気帯びの有無
- ② 疾病、疲労、睡眠不足等その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の確認
- ③ 安全を確保するため必要な指示

#### (3) 乗務後点呼

乗務後の対面点呼は、運転者が運行終了後、所定の位置に車両を格納した後、速やかに行います。

- ① 車両の状態
- ② 道路及び運行の状況
- ③ 他の運転者と交替した場合、交替した運転者に対し通告内容(車両、道路、運行状況)等の報告及び酒気帯びの有無についての確認。

※点呼時のその他の理由とは、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり等を  
いいます。



#### (4) 点呼による確認、記録事項

| 乗務前点呼   | 中間点呼   | 乗務後点呼  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・点呼執行者名</li> <li>・運転者名</li> <li>・登録番号又は識別記号</li> <li>・点呼日時</li> <li>・点呼方法</li> <li>アルコール検知器使用の有無<br/>対面でない場合は具体的方法</li> <li>・酒気帯びの有無</li> <li>・運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況</li> <li>・日常点検の状況</li> <li>・指示事項</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・点呼執行者名</li> <li>・運転者名</li> <li>・登録番号又は識別記号</li> <li>・点呼日時</li> <li>・点呼方法</li> <li>アルコール検知器使用の有無<br/>具体的な方法</li> <li>・酒気帯びの有無</li> <li>・運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況</li> <li>・指示事項</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・点呼執行者名</li> <li>・運転者名</li> <li>・登録番号又は識別記号</li> <li>・点呼日時</li> <li>・点呼方法</li> <li>アルコール検知器使用の有無<br/>対面でない場合は具体的な方法</li> <li>・自動車、道路及び運行の状況</li> <li>・交替運転者に対する通告</li> <li>・酒気帯びの有無</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> |

#### (5) 酒気帯びの有無の確認

「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3m g / m ℥ 又は呼気中のアルコール濃度0.15m g / ℥ 以上であるか否かを問わないものである。

- ① アルコール検知器は、営業所もしくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き(携帯型アルコール検知器等)又は営業所にする事業用自動車に設置する。
- ② アルコール検知器は、正常に作動し、故障がない状態で保持しておかなければならぬ。
- ③ アルコール検知器は、毎日、電源が確実に入るか、損傷がないかを確認し、少なくとも1週間に1回以上、アルコールを含んだ液体等を活用して、正常に作動することを確認する。

- ④ 対面点呼においては、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認する。
- ⑤ 対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法(通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む)で報告させることにより行う。
- ⑥ 営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合には、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者が持参したアルコール検知器又は車両に設置されているアルコール検知器を使用する。

## 6 その他の点呼方法(ＩＴ点呼、他営業所点呼、グループ企業点呼、受委託点呼)

### (1) IT点呼

輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所は、国土交通大臣が定めた機器による点呼(ＩＴ点呼)を行うことができます。

「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいいます。



#### ① IT点呼が実施可能な営業所

点呼者の所属する営業所と運転者の所属する営業所がともに安全性優良事業所(以下Gマーク)であること。

Gマーク未取得の営業所でも次の要件を満たしていれば、営業所と車庫間の点呼に限り可能。

- ア. 開設されてから3年を経過していること。
- イ. 過去3年間、所属する事業用自動車が第一当事者となる自動車事故規則第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ウ. 過去3年間、点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。

エ. 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

## ② IT点呼の実施方法

運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（IT点呼実施営業所）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する機器を使用してIT点呼を行う。

IT点呼実施の際は、運転者の所属する営業所名及び運転者の点呼実施場所を確認する。

運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（被IT点呼実施営業所）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する機器を使用しIT点呼を受ける。

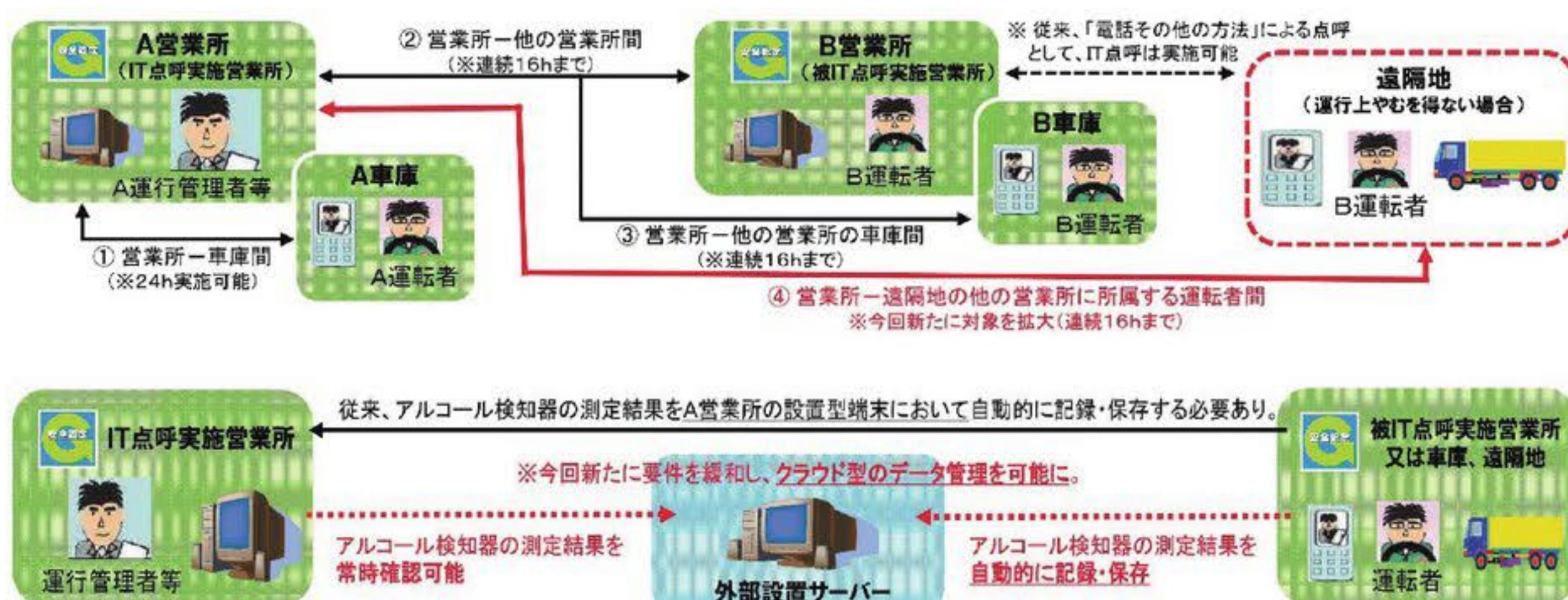
## ③ IT点呼実施時間

ア. 営業所と他の営業所および他の営業所車庫の運転者

点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とします。

イ. 営業所と車庫

営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施す場合は実施時間の制限はありません。



## ④ 運行管理及び整備管理関係

ア. 被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければならぬ。

イ. IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則翌営業日以内）その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知する。

ウ. 通知を受けた被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼記録簿へ記載し、保存する。

エ. 上記事項その他IT点呼の運用に関する必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知する。

オ. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程に基づいて行わなければならない。

## ⑤ 運輸支局長等への報告関係

IT点呼を実施しようとする事業者は、IT点呼実施営業所及び被遠隔地IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに、定められた報告書を提出しなければなりません。

提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

遠隔地IT点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に定められた報告書を提出しなければなりません。

## (2) 他営業所点呼

2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼(他営業所点呼)を行う場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができます。

- ① 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければならない。
- ② 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(他営業所点呼実施営業所)の運行管理者等は点呼実施後、速やかに(原則翌営業日以内)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければならない。
- ③ 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければならない。
- ④ 上記点呼の運用に関する必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知する。
- ⑤ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程に基づいて行わなければならない。
- ⑥ 当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、他営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限られる。
- ⑦ アルコール検知器の使用方法等について、当該運転者の所属する営業所及び他営業所点呼営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、当該運転者、運行管理者等その他の関係者に周知しなければならない。
- ⑧ 他営業所点呼営業所において乗務を開始又は終了する場合には、他営業所点呼営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下でアルコール検知器を用いた検査を実施しなければならない。
- ⑨ 当該運転者の所属する営業所は、一定期間ごとに、他営業所点呼営業所からアルコール検知器による測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、事業者はその確認等を行わなければならない。

### (3) グループ企業の点呼(同一敷地内に所在する資本関係のあるグループ企業の点呼)

当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯(連続する8時間以内であって、原則として深夜、早朝)に**対面**による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「**対面**」による点呼に代えることができます。

#### ① 運行管理及び整備管理関係

- ア. グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を、グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達しておかなければならぬ。
- イ. グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所(グループ営業所点呼実施営業所)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存しなければならない。
- ウ. 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存しなければならない。
- エ. 上記事項の取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知しなければならない。
- オ. 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、整備管理規程に基づいて行われなければならない。

#### ② 酒気帯びの有無の確認

当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、グループ営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限られます。

- ア. アルコール検知器の使用方法等について、当該運転者の所属する営業所及びグループ営業所点呼営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、当該運転者、運行管理者等その他の関係者に周知しなければならない。
- イ. グループ営業所点呼営業所において乗務を開始又は終了する場合には、グループ営業所点呼営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施しなければならない。
- ウ. 当該運転者の所属する営業所は、一定期間ごとに、グループ営業所点呼営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、事業者はその確認等を行わなければならない。

#### ③ 運輸支局長等への報告関係

グループ営業所点呼を実施しようとする事業者等は、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに提出しなければならない。

### (4) 受委託点呼

深夜・早朝時間帯における点呼のための運行管理者等の確保が大きな負担となっている運送事業者にとって、輸送の安全確保を前提に、点呼の受委託制度を活用することができます。

例えば、流通業務団地等トラック運送事業者が多く集まる地区における活用や、従来進められてきた共同輸配送等とあわせて実施する等、トラック運送事業の共同化を通じた経営環境の改善が期待されています。

#### ① 委託点呼の実施要件

- ア. 受託営業所(点呼を実施する営業所)はGマーク営業所であること。
- イ. 委託営業所はGマークを取得している、もしくは、申請日前3年間及び申請日以降に

第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと、かつ点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。

ウ. 受託点呼の実施場所は、受託営業所又は受託営業所の車庫とし、点呼を受ける委託営業所の車庫との距離が5km以内であること。

エ. 受託営業所で実施する点呼は、一営業日のうち連続16時間以内とし、委託営業所の運行管理者による点呼は、総点呼回数の3分の1以上でなければならない。

② 受託営業所で行う際は、受託者・委託者において契約を締結しなければならない。

③ 受委託点呼を実施する2ヶ月前までに運輸支局に申請しなければならない。

許可期間は3年以内であり、更新する場合は、更新日の2ヶ月前までに、再度、許可申請をする。

なお、許可の内容に変更があった場合や、受委託点呼を終了する場合は15日以内に届出の必要性があります。

④ 次の運行については、受委託点呼は実施できない。

ア. 自動車事故報告規則第2条第5号に掲げる次のものを積載する運行。

- 1 消防法第2条第7項に規定する危険物
- 2 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- 3 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
- 4 原子力基本法第3条第2項に規定する核燃料物質及びそれらによって汚染された物
- 5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- 6 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- 7 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物

イ. 特別な許可(特殊車両通行許可、制限外積載許可等)が必要となる運行。

# トラック事業における 共同点呼について

国土交通省においては、トラック事業における輸送の安全の確保及び経営環境の改善のため、共同点呼（受委託点呼）制度を導入します。

トラック事業の共同化は、これまで様々な取組が見られました。経営環境の更なる改善のため、中小事業者を中心にニーズの強い共同点呼の導入を進めます。

これまでの共同化の例



昼はしっかり自社の運行管理者が点呼。夜や早朝は近くの事業者に点呼を委託。これでどの時間の運行が依頼されても点呼ができる。

## 共同点呼のイメージ

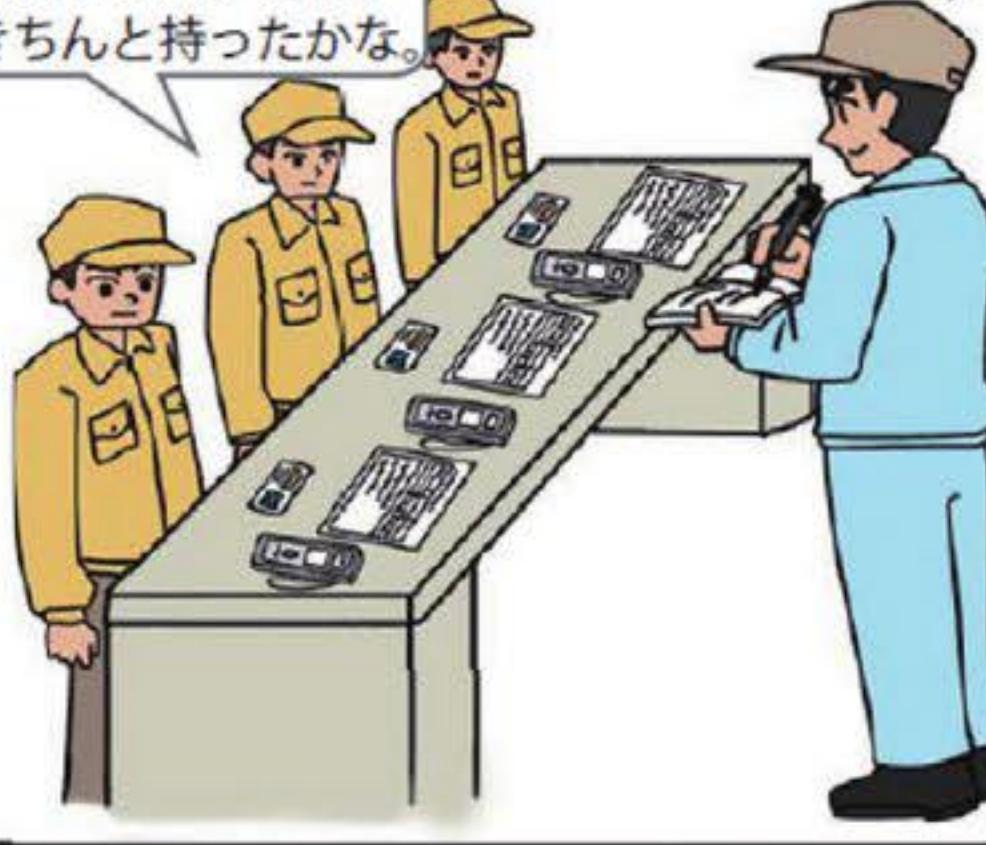
契約に従ってしっかり点呼させていただきます。

自社の点呼より緊張するな。  
携行品はきちんと持ったかな。

他社から任せられた点呼だ！  
しっかりやるぞ。



1 2



3 4

## 輸送の安全と経営の効率化の両立

毎日健康を管理して、違反をしないように気をつけなきゃ！

それは結構だ。

夜間点呼のための人員確保は厳しかったけれど、共同点呼を始めて本当によかったです。

業界の発展のため、ともにがんばりましょう！

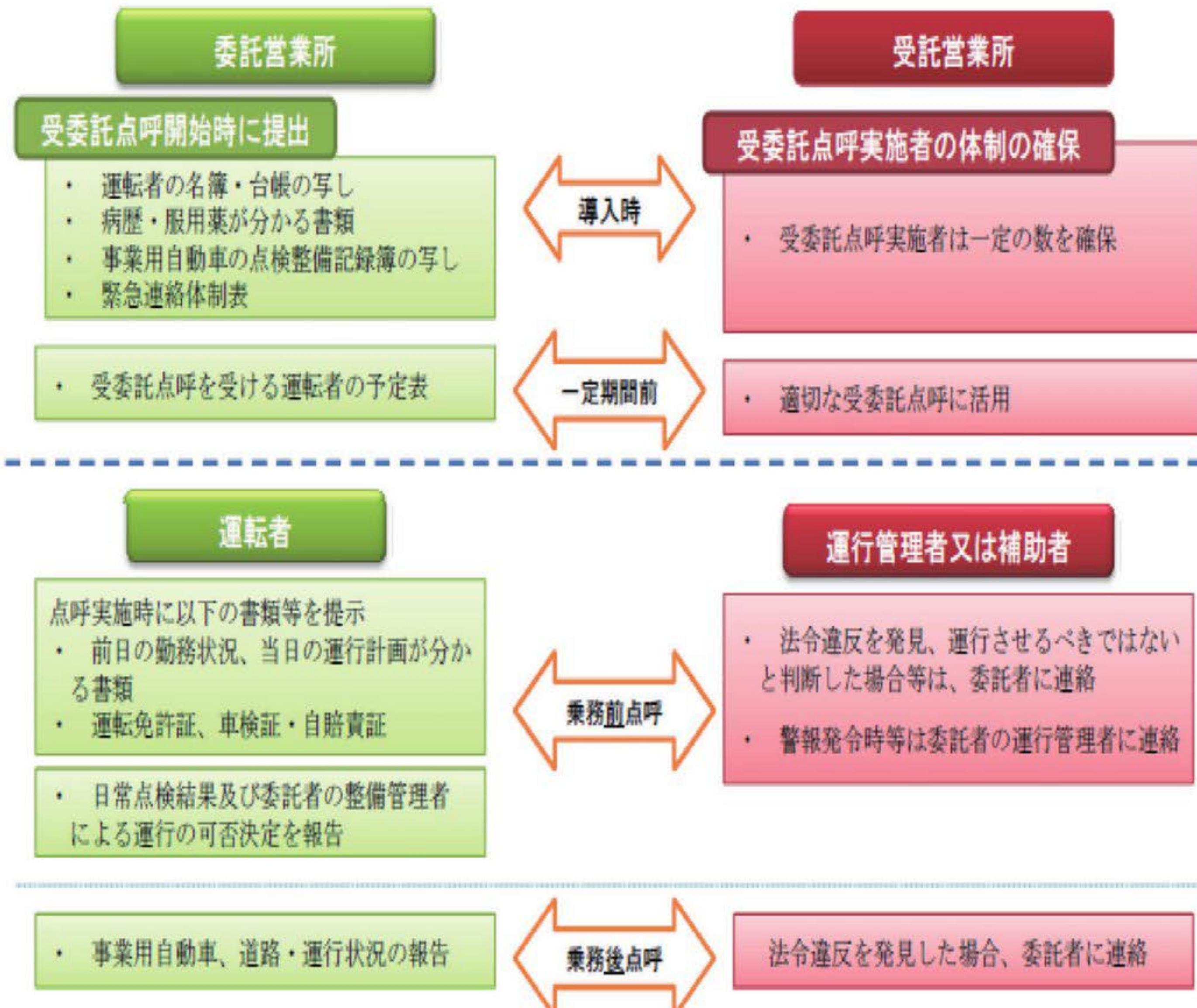


※共同点呼の受託者は、安全性優良事業所であること、委託者は、安全性優良事業所又は重大事故及び行政処分（点呼実施違反）が3年間ない事業所であることが必要です。

## 受委託点呼（共同点呼）のポイント

### 概要

- ① 貨物自動車運送事業法第29条に基づく、業務の管理の受委託の一形態として実施。
- ② 同条の許可申請に際しては、受託者及び委託者間で契約を締結。モデル契約書について後日通知予定。
- ③ 受委託営業所や運転者、運行管理者等が実施する主な事項は以下のとおり。



<変更箇所と記載例>

令和 2 年 4 月 1 日 水曜日 天候くもり

点呼記録

| 乗務前点呼事項                        |                 |       |                       |                   |                   |                       |                   |                   |                       |
|--------------------------------|-----------------|-------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 健診状態・服装・日常点検・運行指示書・検査証・保険証・免許証 |                 |       |                       |                   |                   |                       |                   |                   |                       |
| 車番                             | 運転者名            | 仕業割当  | 乗務前点呼事項               | 乗務途中点呼事項          | 乗務後点呼事項           | 乗務前点呼事項               | 乗務途中点呼事項          | 乗務後点呼事項           | 乗務前点呼事項               |
| 0001                           | 宮城太郎<br>(日帰り運行) | 仙台市内  | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |
| 0002                           | 山形二朗<br>(1泊2日)  | 仙台～青森 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |
| 0003                           | 福島三郎<br>(2泊3日)  | 仙台～東京 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |

令和 2 年 4 月 2 日 木曜日 天候雨

点呼記録

| 乗務前点呼事項                        |      |       |                       |                   |                   |                       |                   |                   |                       |
|--------------------------------|------|-------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 健診状態・服装・日常点検・運行指示書・検査証・保険証・免許証 |      |       |                       |                   |                   |                       |                   |                   |                       |
| 車番                             | 運転者名 | 仕業割当  | 乗務前点呼事項               | 乗務途中点呼事項          | 乗務後点呼事項           | 乗務前点呼事項               | 乗務途中点呼事項          | 乗務後点呼事項           | 乗務前点呼事項               |
| 0001                           | 宮城太郎 | 仙台～白石 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |
| 0002                           | 山形二朗 | 青森～仙台 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |
| 0003                           | 福島三郎 | 東京～静岡 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |

| 乗務前点呼事項                        |      |       |                       |                   |                   |                       |                   |                   |                       |
|--------------------------------|------|-------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 健診状態・服装・日常点検・運行指示書・検査証・保険証・免許証 |      |       |                       |                   |                   |                       |                   |                   |                       |
| 車番                             | 運転者名 | 仕業割当  | 乗務前点呼事項               | 乗務途中点呼事項          | 乗務後点呼事項           | 乗務前点呼事項               | 乗務途中点呼事項          | 乗務後点呼事項           | 乗務前点呼事項               |
| 0001                           | 宮城太郎 | 仙台～古川 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |
| 0002                           | 山形二朗 | 仙台～秋田 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |
| 0003                           | 福島三郎 | 静岡～仙台 | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り | 服装・備品<br>有り<br>無り | 運行指示書<br>有り<br>無り | アルコール検査結果<br>有り<br>無り |

① 緊急 3 台、休車 2 台 ② アルコール検知器の使用および酒気帯びについては該当項目に○、その他の項目は良の場合でチェックしてください。③ 1年間保存すること。

## 7 乗務記録(運転日報)

運行管理者は、運転者の乗務実態を正しく把握して過労防止をはじめ安全運行を確保するため、また、運行管理上の資料として活用するため、運転者に乗務記録(いわゆる運転日報)を記載させ、これを1年間保存しなければなりません。

なお、運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、国土交通省が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準として告示した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、乗務割当及び乗務調整を行うことが必要です。

また、乗務記録の記録・保存については、1年であり、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができます。

### 根拠法令



貨物自動車運送事業安全規則第8条

#### (1) 乗務記録の記載事項

- ① 運転者氏名
- ② 自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 乗務開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務距離
- ④ 運転者の交替があった場合は、その地点及び日時
- ⑤ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時

10分未満の休憩については、その記録を省略しても差し支えない。

- ・氏名
- ・自動車のナンバー
- ・乗務開始と終了の地点と日時
- ・主な経過地点
- ・乗務距離
- ・運転交替地点と日時
- ・休憩や睡眠をした地点と日時
- ・大型車の場合は貨物の積載状況及び荷待ちの状況
- ・事故、著しい運行の遅延等の有無とその原因



- ⑥ 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の車両に乗務した場合は、前記(1)①項～⑤項の他、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ. 貨物の積載状況

- ロ. 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という)で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

【平成29年7月1日施行】

- 1) 集貨地点等
  - 2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては当該日時
  - 3) 集貨地点等に到着した日時
  - 4) 集貨地点等における積込み又は取卸し(以下「荷役作業」という)の開始及び終了の日時
  - 5) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という)を実施した場合にあっては附帯業務の開始及び終了の日時
  - 6) 集貨地点等から出発した日時
- ハ. 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者が荷役作業又は附帯業務(以下「荷役作業等」という)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役等に要した時間が一時間以上である場合に限る)にあっては、次に掲げる事項(ロに該当する場合にあっては、1)及び2)に掲げる事項を除く)

【令和元年6月15日施行】

- 1) 集貨地点等
- 2) 荷役作業等の開始及び終了の日時
- 3) 荷役作業等の内容
- 4) 1)から3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

- ⑦ 道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故(74ページ参照)又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因。
- ⑧ 運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示内容。

## (2) 乗務記録の記載要領

- ① 乗務等の記録は、乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等、業務の適正化の資料として十分活用すること。
- ② 安全規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- ③ 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。
- ④ 集貨地点等で待機した場合に、集貨地点等、集貨地点等に到着した日時、集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時、附帯業務を実施した場合にあっては、附帯業務の開

始及び終了の日時、集貨地点等から出発した日時を記録して、荷役作業における荷待ち時間の実態を把握し、過労防止及び乗務員の労働環境の改善に向けた資料とする。

- ⑤ 前記(1)②項の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
- ⑥ 前記(1)⑤項の「日時」とは、休憩又は睡眠もしくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
- ⑦ 前記(1)⑥項の「荷主の都合により待機した場合」とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。
- ⑧ 前記(1)⑧項の趣旨は、安全規則第9条の3第3項(運行の途中において運行指示書の携行が必要な乗務)の場合に、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

◆前記(1)⑦項の道路交通法第67条第2項の交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故等とは次のとおりです。

- 1 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故とは、車両等の交通による人の死傷もしくは物の損壊があったときをいいます。
- 2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故とは、次の事故をいいます。
  - ① 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突し、もしくは接触したもの。
    - 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。
    - 死者又は重傷者を生じたもの。
    - 10人以上の負傷者を生じたもの。
  - ② 自動車に積載された次に掲げるものの全部もしくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質及びその汚染物、放射性同位元素及びその汚染物、毒物又は劇物及び可燃物)。
  - ③ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの。
  - ④ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの。
  - ⑤ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
  - ⑥ 救護義務違反があったもの。
  - ⑦ 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。
  - ⑧ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る)。
  - ⑨ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を停止させたもの。
  - ⑩ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
  - ⑪ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

●自動車登録番号その他事業者が定めた車番・番号など

●積地・卸地の地点と時刻

●運転者の氏名

### ●記入例(表)

| 平成〇〇年 〇月〇日   |                         | P         | 運転日報(一般用<br>基本タイプ) |      |         |       |          |      |      |     |      |     | 所長   | 運行管理者 | 代用者   |  |
|--|-------------------------|-----------|--------------------|------|---------|-------|----------|------|------|-----|------|-----|------|-------|-------|--|
| 事業者名   | ○○運輸(株)                 |           | 天候                 | 晴    | 運転者メーター | 走行キロ  | 出庫時刻     | 時 分  | 到着時刻 | 時 分 | 稼働時間 | 差引計 | 運転者名 | 新宿太郎  |       |  |
| 車種・トン車   | 車両No.〇〇〇                |           | 総走行キロ              |      | 出庫時刻    |       | 時 分      | 到着時刻 |      | 時 分 |      |     |      | 乗務員   | (作業員) |  |
| 稼働状況   | 実 動 運転者名: 事務課理 岸上文子 その他 | 0 1 2 3 4 | 運転者メーター            |      | 時 分     | 時 分   | 時 分      | 時 分  | 時 分  | 時 分 |      |     |      |       |       |  |
|  |                         |           | 稼働時間               |      | 自       | 時     | 分        | 至    | 時    | 分   | 日    |     | 000  | 超過キロ  | 超過時間  |  |
|  |                         |           | 差引計                |      | 0       | 0     | 0        | 0    | 0    | 0   | 0    |     |      |       |       |  |
| 作業内 容  |                         | 得意先名      | 発 地                | 走行キロ | 実車キロ    | ト� 回数 | 時 刻      | 所要時間 | 自    | 時   | 分    | 日   |      | 超過キロ  | 超過時間  |  |
|  |                         | 品 名       | 総重量 個数 積載状況        | 着 地  | 合計収受額   | 運 貨   | 割増・引 料 金 | 実 費  | 0    | 0   | 0    | 0   |      |       |       |  |
|  |                         | 未 収       | 00                 | 00   | ↓       | ↓     | ↓        | ↓    | ↓    | ↓   | ↓    | ↓   | ↓    | ↓     | ↓     |  |
| 作業内 容  |                         | 得意先名      | 発 地                | 走行キロ | 実車キロ    | ト� 回数 | 時 刻      | 所要時間 | 自    | 時   | 分    | 日   |      | 超過キロ  | 超過時間  |  |
|  |                         | 品 名       | 総重量 個数 積載状況        | 着 地  | 合計収受額   | 運 貨   | 割増・引 料 金 | 実 費  | 0    | 0   | 0    | 0   |      |       |       |  |
|  |                         | 未 収       | 00                 | 00   | ↓       | ↓     | ↓        | ↓    | ↓    | ↓   | ↓    | ↓   | ↓    | ↓     | ↓     |  |
| ●貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台等への積載状況を可能な限り詳細に記録すること。<br>社団法人全日本トラック協会標準帳票 |                         |           |                    |      |         |       |          |      |      |     |      |     |      |       |       |  |

●最大積載量5t、車両総重量8t以上の車両については必ず記入する

●運転を交替した場合、その地点と日時

●乗務の開始・終了の地点と時刻

●荷物の積込み、取卸し、荷待ちなどのときに記入

### ●記入例(裏)

| 時 間                         |                       | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 | 0 0 - 0 0 - 0 0 | 計   | 合 計 | 拘束時間 |  |  |  |  |  |
|-----------------------------|-----------------------|---|-----------------|-----|-----|------|--|--|--|--|--|
| 事 業 時 間                     | 業務の開始・終了、運転交替の地点と経過地点 |   | 時間              | 分   | 時間  | 分    |  |  |  |  |  |
| 運 転 時 間                     | 運転以外の業務               |   | ①               | 50  | ①   | 50   |  |  |  |  |  |
| 休憩・仮眠の時間                    | 休憩・仮眠の時間              |   | ①               | 70  | ①   | 70   |  |  |  |  |  |
| 休憩・仮眠・仮眠の地点                 | 休憩・仮眠・仮眠の地点           |   | ②               | 120 | ②   | 120  |  |  |  |  |  |
| カーフェリー                      | カーフェリー                |   | ③               | 120 | ③   | 120  |  |  |  |  |  |
| 休 息 期 間                     | 休 息 期 間               |   | ④               | 120 | ④   | 120  |  |  |  |  |  |
| 燃 料                         | 前 日 残 量               |   | ⑤               | 120 | ⑤   | 120  |  |  |  |  |  |
| 月                           | 注 入 社 内               |   | ⑥               | 120 | ⑥   | 120  |  |  |  |  |  |
| 日                           | 入 社 外                 |   | ⑦               | 120 | ⑦   | 120  |  |  |  |  |  |
| 料                           | 消 費                   |   | ⑧               | 120 | ⑧   | 120  |  |  |  |  |  |
| 曜 日                         | 残 量                   |   | ⑨               | 120 | ⑨   | 120  |  |  |  |  |  |
| オ イ ル                       | 補 充                   |   | ⑩               | 120 | ⑩   | 120  |  |  |  |  |  |
| 燃 料                         | 抜 替                   |   | ⑪               | 120 | ⑪   | 120  |  |  |  |  |  |
| 事故、著しい運行の遅延その他異常な状態とその概要・原因 |                       | 日 時 場 所 備 示 事 項 他 管理者名                                      |                 |     |     |      |  |  |  |  |  |
| なし                          |                       |   |                 |     |     |      | 乗務の途中において、運行顯示が変更になった場合、裏面の欄印欄に年月日、場所、経路など必要指示伝達事項及び指示した運行管理者名を記入すること。 |  |  |  |  |

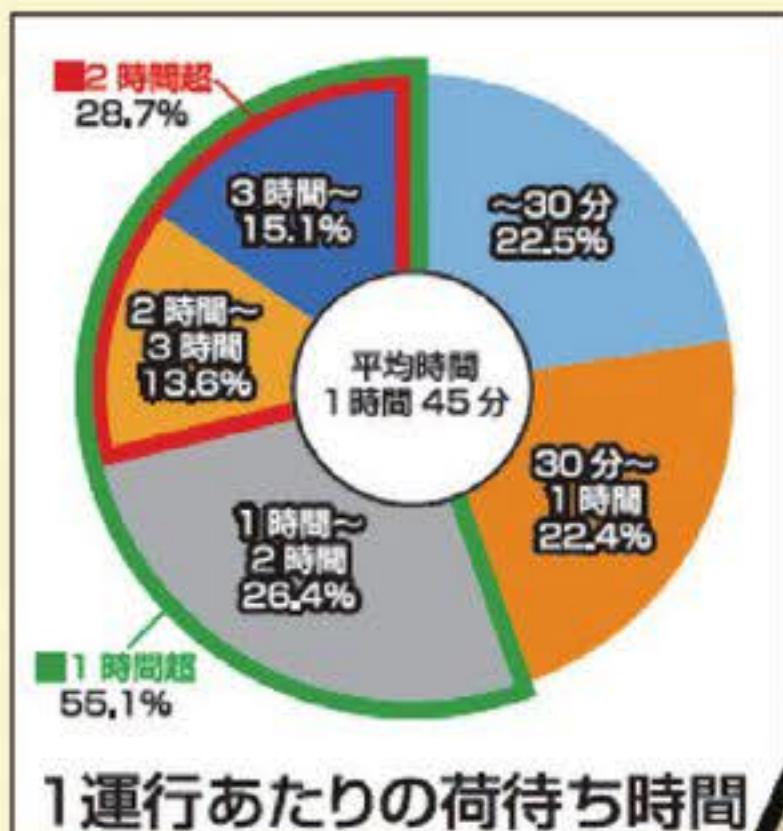
●主な経過地点

●休憩・睡眠した場合、その地点と日時

●事故・著しい運行の遅延及び異常な状態が発生した場合には必ず記入する

# 平成29年7月1日から、 荷主都合30分以上の荷待ちちは 「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」  
(国土交通省、平成27年調査)



記載はカンタン。

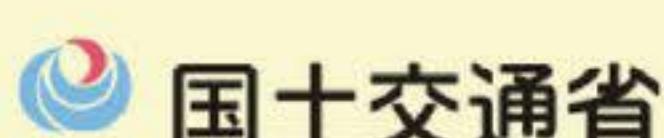
荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたたら、  
集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、  
荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書くだけです。

※デジタコなど他の方法で  
記録している場合は記載  
不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握する必要があります。そこで、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を平成29年5月31日に公布、29年7月1日に施行しました。この省令は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、荷主の都合により、30分以上待機したときは「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録の記載対象として追加するものです。

国土交通省では、今回の一部改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

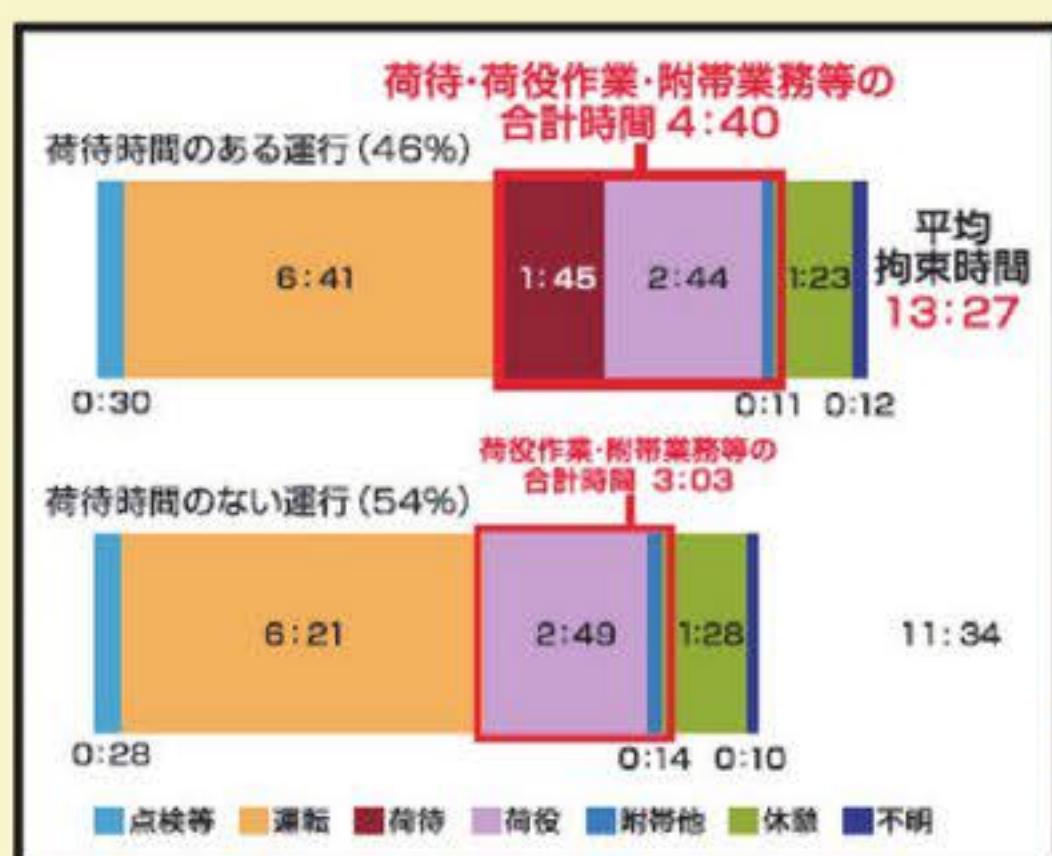


全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

## トラックドライバーの長時間労働のは正と適正取引構築のために



※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかつたかについても記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働のは正が喫緊の課題ですが、長時間の荷役時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集荷地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）

積込み

取卸し

荷造り・仕分・  
棚入れ等



を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一連改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

国土交通省

公益社団法人  
**JTA** 全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待ち時間・荷役作業等の記録義務等の改正(貨物自動車運送事業者規則の改正)に伴う  
乗務言記録付票「記載例」

\* 荷物に記載されています。

**[発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合]**

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 8 : 45            | 集貨地地点に到着                      |
| 9 : 00            | 到着時間の指定時刻<br>(荷主都合の待機 : 20分)  |
| 9 : 20 ~ 9 : 40   | 附帯業務①(荷造り)<br>(荷主都合の待機 : 20分) |
| 10 : 00 ~ 10 : 30 | 附帯業務②(ラベル貼り)<br>積込み           |
| 10 : 30 ~ 11 : 30 |                               |
| 11 : 30           | 出発                            |

※荷役作業等が契約書に明記されている場合、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

**着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外**

| パターン例（サンプルB） |                            |
|--------------|----------------------------|
| 15：45        | 荷卸し地点に到着                   |
| 16：00        | 到着時間の指定時刻<br>(荷主都合の待機：40分) |
| 16：40～17：00  | 取卸し<br>(荷主都合の待機：20分)       |
| 17：20～17：50  | 附帯業務（棚入れ）<br>→30分          |
| 17：50        | 出発                         |

\*荷役作業等の合計時間が**60分**ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

## バターシシ例(サシテルB)

バターシン例(サシナルA)

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 8 : 45            | 集貨地点に到着               |
| 9 : 00            | 到着時間の指定時<br>(荷主都合の待機) |
| 9 : 20 ~ 9 : 40   | 附帯業務①(荷造<br>(荷主都合の待機) |
| 10 : 00 ~ 10 : 30 | 附帯業務②(ラベ<br>積込み)      |
| 10 : 30 ~ 11 : 30 |                       |
| 11 : 30           | 出発                    |

※荷役作業等が契約書に明記されている場合、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

## 荷役時間・荷役作業等記録票(例)

書名：推拿學  
頁數：00000

| 日付                    | 担当ドライバー | 集荷地点等                 | 到着時刻                    | 到着時間の<br>指定時刻 |
|-----------------------|---------|-----------------------|-------------------------|---------------|
| ○/△                   | ○○ ○○   | ○○物流センター              | 8:45                    | 9:00          |
| 荷待ち機<br>開始・終了時刻       | 荷待ち時間   | 附帯業務の<br>開始・終了時刻      | 積込み・取卸しの<br>開始・終了時刻     | 出発時刻          |
| 9:00~9:20<br>○○:○○:○○ | 40分     | 9:20~9:40<br>○○:○○:○○ | 10:30~11:30<br>○○:○○:○○ | 11:30         |

- ※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
- ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
- ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

## 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

卷之三

| 日付                 | 担当ドライバー | 集販地点等            | 到着時刻                | 到着時間の<br>指定時刻 |
|--------------------|---------|------------------|---------------------|---------------|
| ●/▲                | ● ●     | ●●物流センター         | 15:45               | 16:00         |
| 荷待ち機<br>開始・終了時刻    | 荷待ち時間   | 附帯業務の<br>開始・終了時刻 | 積込み／取卸しの<br>開始・終了時刻 | 出発時刻          |
| 16:00～16:40<br>● ● | 60分     | 17:20～17:50      | 16:40～17:00         | 17:50         |

| ドライバーが実施した荷役作業等の内容  | (発着)<br>荷主側担当者 | 荷主側の複数が<br>得られなかつた場合 | 荷主側担当者<br>不在の場合 |
|---|----------------|----------------------|-----------------|
| 1. 積込み (手荷役・機械操作) 2. 取扱い (手荷役)<br>3. 運送り 4. 仕分け 5. 梱包・梱品 6. 帯持ち 7. 直向き<br>8. 通入り 9. ラベル貼り 10. はがき類 11. その他( ) | 荷主側担当者         | 荷主側の複数が<br>得られなかつた場合 | 荷主側担当者<br>不在の場合 |

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、  
当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、  
所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

## 8 運行記録計

運行記録計により、運転者の運行の実態や車両の運行実態を分析し、秩序ある運行の確保に活用しなければなりません。

### (1) 運行記録計による記録と管理

- 1 運行記録計の装着を義務付けられている車両は、次のとおりである。
  - (1) 車両総重量が7t以上又は最大積載量が4t以上の普通自動車である事業用自動車
  - (2) 車両総重量が7t以上又は最大積載量が4t以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車
  - (3) 特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車(運行車)
- 2 運行記録計の記録の内容は、瞬間速度、運行距離、運行時間である。
- 3 運行記録紙等は、1年間保存しなければならない。
- 4 運行管理者の業務は、次の事項が定められている。
  - (1) 運行記録計の管理とその記録を保存すること。
  - (2) 運行記録計装着義務の車両で、運行記録計による記録ができない車両を運行させないこと。
  - (3) 運行記録計による正確な記録が得られるように、運行記録計の整備及び記録用紙の装置への着脱等の管理を行うこと。
- 5 運行記録計(大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る)による記録・保存については、局長指示により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

### 根拠法令



#### 貨物自動車運送事業安全規則第9条

### (2) 運行記録計とは

運行記録計とは、運行中の行動を自動的に記録用紙(チャート紙)やメモリーカード(記録媒体)に正確に記録し、車両の時々刻々の運行状況を科学的なデータとして提供するものです。

### (3) 運行記録計に記録されるもの

運行記録計の基本記録は、「速度の記録」、「距離の記録」、「時間の記録」であり、この3原則から車両の運行実態を把握します。

この記録を管理・活用することで、日常の運転者の指導や運行管理をより効果的に行うことができます。

#### ① 走行距離の記録(第1針)

各区間の走行距離は、山形の線で記録されるので、山の数を数えることにより走行距離が計算できます。山形1つ(上下)で10kmを表しており、片側が5km、目盛り幅は1kmを示しています。

② 運転者の交替記録(第2針)

運転者別に走行・停車・車両の振動をそれぞれ記録します。

なお、運転者の交替は、交替運転者が別のキーを使用することにより、記録線の幅が大小に変わり、運転者の交替状況を明確にします。

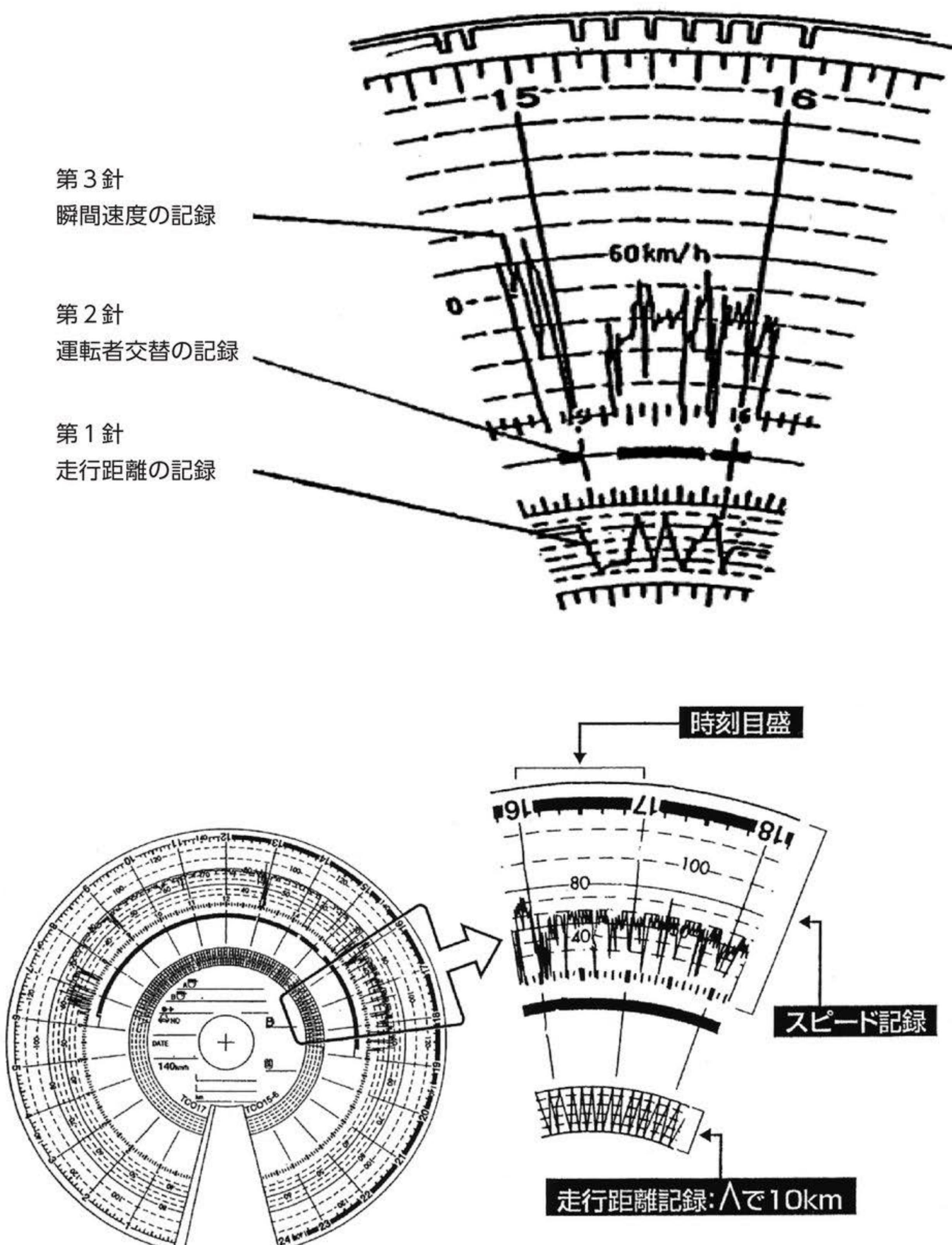
③ 瞬間速度の記録(第3針)

自動車が走行した瞬間速度を時間帯に応じて連続して記録します。

なお、停車中は、0 km/hを横に記録していきます。

④ アナログ式 運行記録計の見方

運行記録計は、自動車の瞬間速度、運行距離や時間等を記録するものです。



##### ⑤ 記録用紙の主なチェックポイント

先ず、運行記録計に合致している運行記録紙がセットされているかを確認して、以下のチェックを行いましょう。

###### ア. 速度記録のチェック

- (ア)最高速度を超過していないか。
- (イ)等速運転をしているか。波状運転をしていないか。
- (ウ)急加速や急減速等がないか。
- (エ)いつもと異なる走行をしていないか。

###### イ. 運行時間のチェック

- (ア)運転時間は、2日を平均し、1日当たり9時間を超えてはいないか。
- (イ)4時間を超える連続運転をしていないか。
- (ウ)運転者の休憩時間等の取り方は適切か。
- (エ)運転者の交替時間は適切か。

###### ウ. 運行距離のチェック

- (ア)運行計画外の運行をしていないか。

##### ⑥ 運行記録計の活用方法

ア. 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用します。

イ. 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間及び休憩等に無理がないかどうかを調べ、必要に応じて指導をします。

ウ. 制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導をします。

エ. 運行記録計装着の義務付け車両で、高速道路走行における制限速度を超えた者については、速度抑制装置に問題が生じているおそれがあるので、運転者と車両のチェックを行います。

オ. 過労運転を防止するために、1日当たりの拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェックを行ないます。

##### ⑦ デジタル式運行記録計について

デジタル式運行記録計は、アナログ式と異なり、各種運行データ等を数値化して電磁的方法(メモリーカード等)に記録する運行記録計です。データが数値化されることにより、解析等の作業が素早く、かつ正確に処理することができるので、労務管理等の適正な運行管理に役立ちます。

運行記録計を装着しなければ  
いけない車両



総重量7t以上  
または  
最大積載量4t以上の  
事業用自動車



総重量7t以上  
または  
最大積載量4t以上の  
車両をけん引するけん引車



特別積合せ  
貨物運送に  
使用する運行車



## 9 運行指示書

運行指示書は、乗務開始前及び乗務終了後の点呼を対面で行うことができない長期間の運行をする場合、又は、当初の運行の指示に変更が生じた場合には、運転者に対して運行指示書によつて適切な指示をし、運行経路や安全確保上必要な事項を伝達しなければなりません。

### 根拠法令



貨物自動車運送事業安全規則第9条

#### (1) 中間点呼と運行指示書が必要な運行

2泊3日のように、乗務前、乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない2日目の乗務の運行のときは、乗務の途中において、電話その他の方法により点呼を行うことが義務付けられています。

この場合、「運行指示書(正)(副)」を作成して、運転者に適切な指示を行うとともに、「運行指示書(正)」を携行させなければなりません(図1参照)。

「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、FAXなど一方的な連絡方法は該当しません。

また、電話その他の方法による点呼は、運転中に行ってはいけません。

「運行指示書(副)」は、営業所に置いておき、運行終了後に「運行指示書(正)」とともに保存しておきます。

#### (2) 行き先等に変更が生じた場合

行き先等の変更によって2泊3日が3泊4日になった場合は、2日目の乗務と3日目の乗務において、乗務の途中に少なくとも1回中間点呼を行うことが義務付けられています。

このような場合は、「運行指示書(副)」に変更内容を記載し運転者に電話等により適切な指示を行うとともに、運転者が携行している「運行指示書(正)」にも変更内容を記載させなければなりません。

また、運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても、「運行指示書(正)(副)」に記載しなければなりません(図2参照)。

「運行指示書(副)」は、営業所に置いておき、運行終了後に「運行指示書(正)」とともに保存しておきます。

#### (3) 中間点呼と運行指示書が不要な運行

1泊2日のように、乗務前、乗務後のどちらかが対面による点呼を行える場合をいい、この際、中間点呼及び運行指示書の携行は必要ありません(図3参照)。

#### (4) 上記(3)の運行予定が、行き先等に変更が生じた場合

目的地で荷卸しを完了した後、當日に営業所へ戻る予定であった運行が、行き先等の変更により、乗務前、乗務後どちらの点呼も電話その他の方法で行わなければならなくなつた場合、運行管理者は、「運行指示書(正)(副)」を作成し運転者に対して電話その他の方法で適切な指示を行わなければなりません。

この場合、運転者は「運行指示書(正)」を携行していないので、乗務等の記録(運転日報等)に指示内容を記載しなければなりません(図4参照)。

「運行指示書(正)(副)」は、営業所に置いておき、運行終了後に乗務等の記録(運転日報等)とともに保存しておきます。

また、運行管理者は運転者に指示した内容・日時及び運行管理者の氏名を「運行指示書(正)(副)」に、そして運転者は乗務等の記録(運転日報等)に同様の記載をしなければなりません。

#### (5) 運行指示書の内容

運行指示書には、次の項目を必ず記載しなければなりません。

- ① 運行の開始及び終了の地点及び日時
- ② 乗務員の氏名
- ③ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置
- ⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る)
- ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る)
- ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項

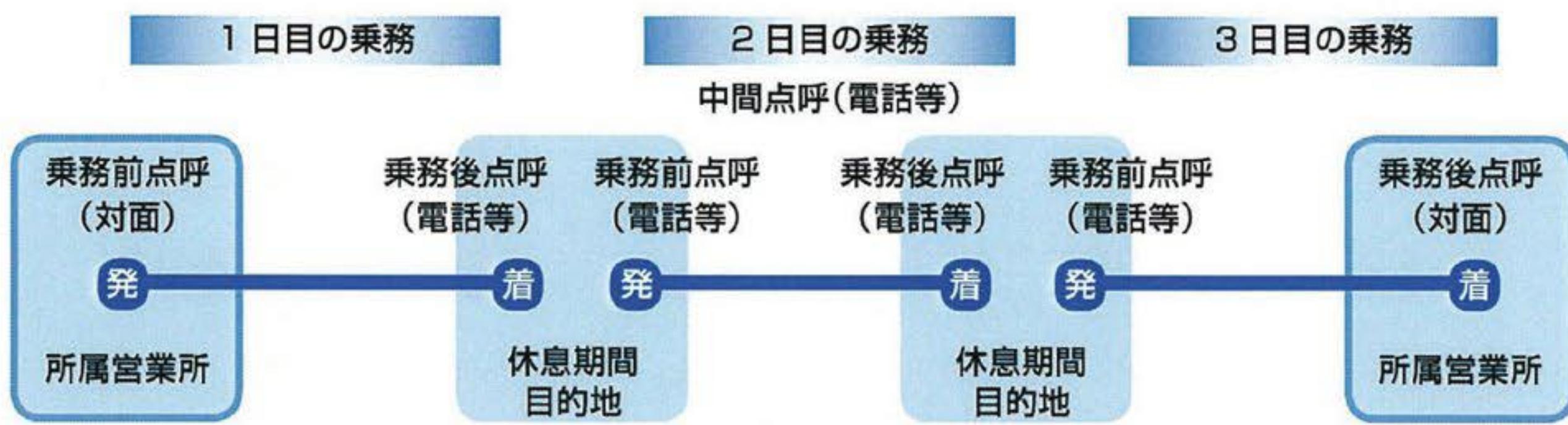
#### (6) 保存期間

運行指示書及びその写しは、運行終了の日から1年間保存しなければなりません。

なお、書面の作成・保存に代えて電磁的記録の作成・保存を行うことができます。

## 中間点呼及び運行指示書について

図 1 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

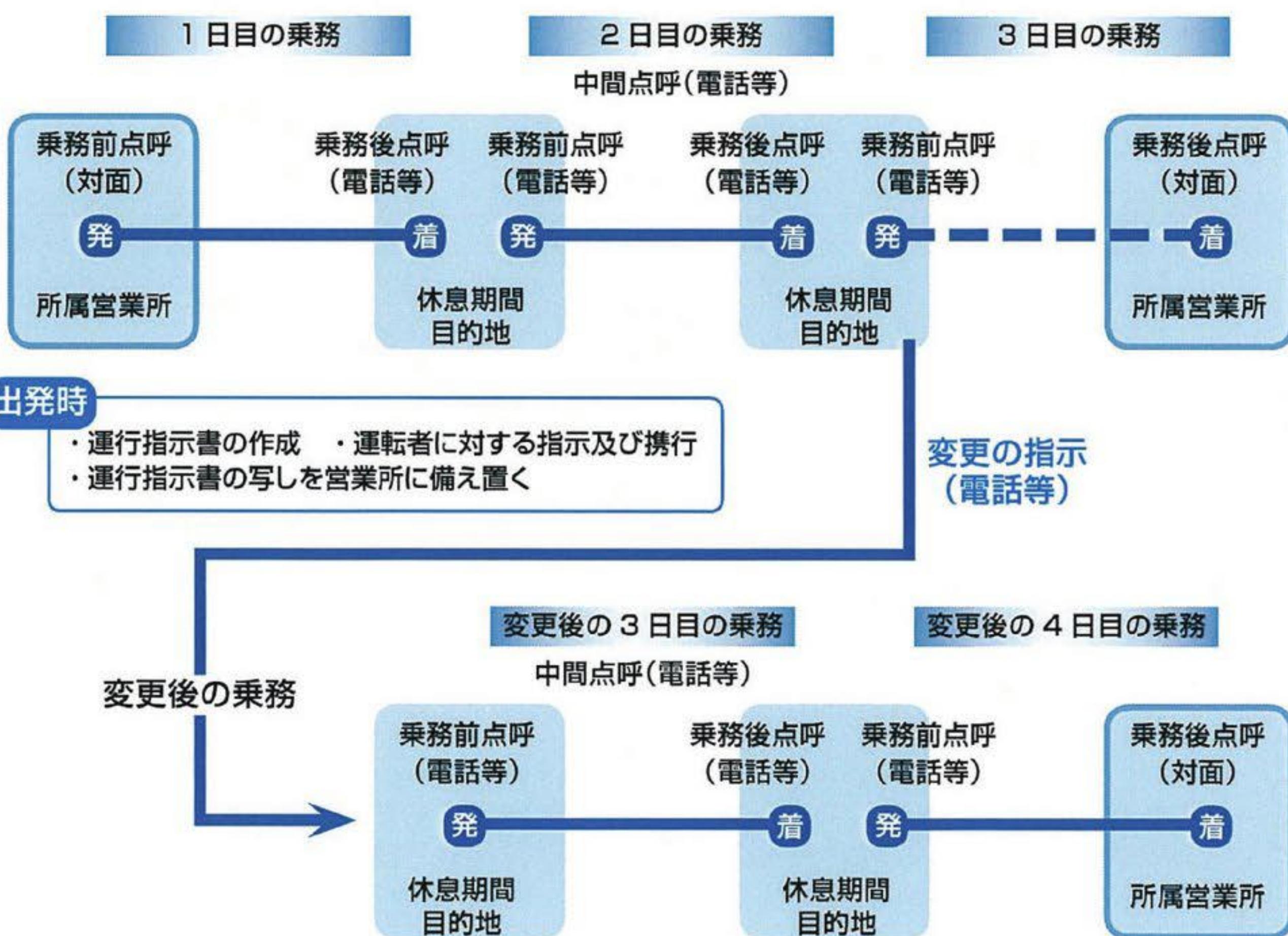


※中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

**出発時**

- ・運行指示書の作成
- ・運転者に対する指示及び携行
- ・運行指示書の写しを営業所に備え置く

図 2 出発時図 1 の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



**変更に伴い**

運行管理者：運行の変更により、営業所にある運行指示書の写しを訂正し、運転者に電話等により指示する  
運転者：変更の指示を受け、運行指示書を訂正し、運行する

### 図3 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行

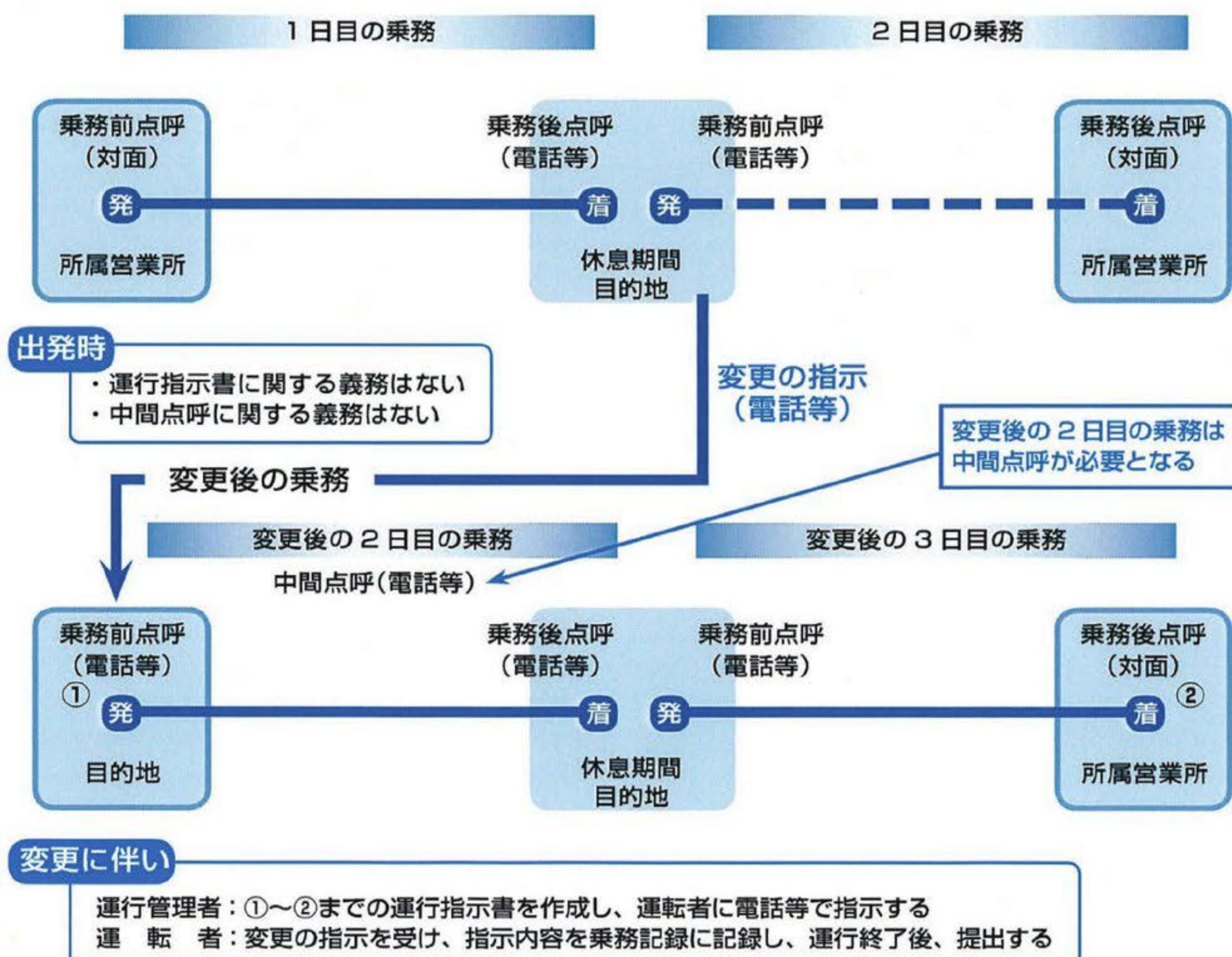


※乗務前または後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

#### 出発時

- ・運行指示書に関する義務はない
- ・中間点呼に関する義務はない

### 図4 出発時図3の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



運行管理者：①～②までの運行指示書を作成し、運転者に電話等で指示する

運 転 者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する

## 運行指示書(例)

令和2年4月5日

| 登録番号等   |     | 運転者名  |  | 副運転者等 |                | 助手名 |      | 作成者           |  |
|---------|-----|---|--|-------|----------------|-----|------|---------------|--|
| 1234    |     | 仙台 二郎   |  |       |                |     |      | 運行管理者 宮城 太郎 印 |  |
| 輸送品名    | 荷主名 | 品名  | 輸送数量   | 荷姿等   | 輸送上の注意         | 社長  | 所長   | 統括管理者         |  |
| ○○食品(株) |     | 冷凍食品  | 200kg-7                                      | ダソボール | 急ブレーキ急発進をしないこと |     |      |               |  |
|         |     | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 |  |       |                |     |      |               |  |
| 第1日     | 地点  | 経路(道路名等)<br>乗務の開始、終了、中間点呼、注意箇所、休憩、交代地点等                       | 運転(乗務の開始、終了)、中間点呼(開始、終了)、休憩、運転手以外(手待、仮眠、休息他) |       |                | 車点検 | 国4道号 | 矢板休息          |  |
| 4月4日    | 時間  | 経路(道路名等)<br>乗務の開始、終了、中間点呼、注意箇所、休憩、交代地点等                       | 運転(乗務の開始、終了)、中間点呼(開始、終了)、休憩、運転手以外(手待、仮眠、休息他) |       |                | 点検  | 国4道号 | 国4道号          |  |
| 第2日     | 地点  | 古賀国4道号<br>乗務の開始、終了、中間点呼、注意箇所、休憩、交代地点等                         | 運転(乗務の開始、終了)、中間点呼(開始、終了)、休憩、運転手以外(手待、仮眠、休息他) |       |                | 晴海卸 | 国1道号 | 横浜休息          |  |
| 4月4日    | 時間  | 経路(道路名等)<br>乗務の開始、終了、中間点呼、注意箇所、休憩、交代地点等                       | 運転(乗務の開始、終了)、中間点呼(開始、終了)、休憩、運転手以外(手待、仮眠、休息他) |       |                | 点検  | 国1道号 | 国1道号          |  |
| 第3日     | 地点  | 東京休息<br>乗務の開始、終了、中間点呼、注意箇所、休憩、交代地点等                           | 運転(乗務の開始、終了)、中間点呼(開始、終了)、休憩、運転手以外(手待、仮眠、休息他) |       |                | 晴海卸 | 国4道号 | 白石休息          |  |
| 4月4日    | 時間  | 経路(道路名等)<br>乗務の開始、終了、中間点呼、注意箇所、休憩、交代地点等                       | 運転(乗務の開始、終了)、中間点呼(開始、終了)、休憩、運転手以外(手待、仮眠、休息他) |       |                | 点検  | 国4道号 | 点検車庫          |  |
|         |     |   |  |       |                |     |      |               |  |

※返路等の積地変更の際はこの欄の変更に記載し指示を行なうこと

※この指示書(例)は仙台から静岡まで一般道を走る事を前提に作成しました。

## 10 安全確保の指導・監督

### (1) 乗務員の安全確保等の指導教育、記録の保存

貨物自動車運送事業者は、運転者に対して国土交通大臣の告示(注1)の第1章(一般的な指導及び監督の指針)で定めるところにより、事業に係わる道路の状況、事業用自動車の運行に関する状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、法令上の遵守すべき事項について、適切な指導及び監督を行わなければならないことになっています。

また、乗務員に対して、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行わなければなりません。

なお、運転者に対して、国土交通大臣の告示の第1章(一般的な指導及び監督の指針)に定めるところにより指導監督を実施したときは、実施日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録及び教育資料を営業所に3年間保存して下さい。

(注1)国土交通大臣の告示とは、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成28年4月1日国土交通省告示第620号)をいいます。

#### ①一般的な指導及び監督の内容

教育資料として国土交通省平成30年6月改訂「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル・トラック事業者編」を使用して教育する。

#### 内 容(H29.3.12~)

- ①「事業用自動車を運転する場合の心構え」
- ②「事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」
- ③「事業用自動車の構造上の特性」\*
- ④「貨物の正しい積載方法」
- ⑤「過積載の危険性」
- ⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」\*
- ⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」
- ⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」
- ⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」
- ⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」
- ⑪「健康管理の重要性」
- ⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」\*

\*上記12項目中③⑥⑫については、該当する車両等が無い場合は省略しても差し支えない。

## ②指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

| 内 容                       |
|---------------------------|
| ① 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解 |
| ② 計画的な指導及び監督の実施           |
| ③ 運転者の理解を深める指導及び監督の実施     |
| ④ 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用  |
| ⑤ 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し  |
| ⑥ 指導者の育成及び資質の向上           |
| ⑦ 外部の専門的機関の活用             |

## (2) 特定の運転者に対する特別な指導

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣の告示の第2章(特定の運転者に対する特別な指導の指針)で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければなりません。

- ①死者又は重傷者(注2)が生じた事故を引き起こした者
- ②運転者として新たに雇い入れた者
- ③高齢運転者(65歳以上の者)

なお、①～③の特定の運転者に対して、特別な指導を実施したときは、その年月日及び指導の具体的な内容を運転者台帳に記載するか、又は指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで、指導の具体的な内容を記録した書面(乗務員教育記録簿等)を運転者台帳に添付して下さい。

(注2)この重傷者とは、次の者をいいます。

- 自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号の障害を受けた者
- ・14日以上入院を要する障害を受けた者で、医師の治療期間が30日以上のものなど
  - ・14日以上入院を要する障害を受けた者など
  - ・11日以上医師の治療を要する障害を受けた者

### ①事故惹起運転者

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対して行う。

実施時期は、再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、再度乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

| 内 容                                      | 時 間                         |
|--|-----------------------------|
| ① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等                 |                             |
| ② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策                   | ①から⑤までについて合計6時間以上<br>実施すること |
| ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因<br>並びにこれらへの対処方法 |                             |
| ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項                    | ⑥については、可能な限り実施することが<br>望ましい |
| ⑤ 危険の予測及び回避                              |                             |
| ⑥ 安全運転の実技                                |                             |

## ②初任運転者

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者(当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間にほかの一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く)に対する行う。

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

| 内 容 (H29.3.12~)                      | 時 間  |
|--------------------------------------|--|
| ①「事業用自動車を運転する場合の心構え」                 |  |
| ②「事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」    |  |
| ③「事業用自動車の構造上の特性」                     |  |
| ④「貨物の正しい積載方法」                        | ①から⑫までについて<br><b>合計15時間以上</b><br>実施すること          |
| ⑤「過積載の危険性」                           |  |
| ⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」                | ②日常点検<br>③車高、視野、死角等<br>④積載方法等<br>は実際に車両を用いて指導する。 |
| ⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」       |  |
| ⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」           |  |
| ⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」                  |  |
| ⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」 | ⑬については、<br><b>20時間以上実施すること</b>                   |
| ⑪「健康管理の重要性」                          |  |
| ⑫「安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」  |  |
| ⑬「実際に事業用自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により指導」   |  |

### ③高齢運転者

高齢である運転者は、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。

### (3) 特定の運転者に対する適性診断

特定の運転者に対して特定の適性診断を受診させたときは、受診年月日及びその結果を記録した書面を運転者台帳に添付して下さい。

さらに、運転者として新たに雇い入れた者に対し、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認・把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせなければなりません。

### 根拠法令



貨物自動車運送事業法第17条第4項

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条(従業員に対する指導及び監督)

### 新規採用の運転者等に対する特別な指導等

平成21年10月の法改正により、運転者を採用しトラックに乗務させる場合、必要な措置を講じてからトラックに乗務させる必要がありますので、下記事項を確認のうえ対象者には必要措置をとるようお願いします。

### トラックへの乗務開始前3年間の事故歴・職種等の確認が必要に!

- ①事故・違反の有無(※自動車安全運転センターが交付する、「運転記録証明書(3年以上)」、「無事故・無違反証明書」(協会の助成有り)等により確認すること)  
 ・乗務開始前3年間において事故・違反歴はあるか。なければ②に進む。

①を確認の結果、事故惹起者に該当した場合は事故惹起者に対する特別な指導及び、特定診断I又はIIを実施し記録を保存する(事故惹起者に該当し特定診断I又はIIを受診させた場合は、初任診断又は65歳以上の運転者が受診する適齢診断をそれぞれ受診したものとみなすことができる)。

### 特別な指導及び、特定診断I又はIIの対象となる事故は以下のとおり

- ・死亡事故
- ・自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号(入院14日以上の傷害で、医師の治療期間が30日以上のものなど)の傷害事故
- ・同法同令第3号(14日以上の入院など)の傷害事故
- ・同法同令第4号(医師の治療11日以上の傷害など)の傷害事故

## ②初任診断受診の有無

- ・乗務開始前3年間で自動車事故対策機構等が行う『初任診断』を受診したことがあるか。

他運送事業者での経験があっても、乗務開始前3年間に初任診断を受診したことがない場合は、初任診断を受診させ、受診票を管理者、運転者双方で保存する。3年間に受診してれば取り寄せ也可。

なお、自動車事故対策機構、損保会社等が行う『一般診断』を受診しないよう留意する。

## ③営業ナンバー乗務経験の有無

- ・乗務開始前3年間で他貨物自動車運送事業者(営業ナンバー)での選任(乗務)経験があるか。

未経験者及び3年以上のブランクがある運転者を雇入れた場合、事業者(管理者)は法律で定められている初任運転者に対する特別な指導項目について、指導を実施し、記録を3年間保存する。

## ④健康状態の確認(雇入れ時健康診断の実施)

- ・運転者雇入時に健康診断を受診させ健康状態を把握する。

※①、④については雇入時に、②、③についてはトラック乗務開始前に実施すること(やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1ヶ月以内に実施)

## 運転者台帳への記録、保存

上記の措置を実施した結果について、実施年月日の記載(記録簿、受診票の添付)を行い、事業者(管理者)は運転者情報の把握、今後の指導監督に活用する。

なお、③の確認を行った際に乗務前3年間で営業ナンバーでの選任(乗務)経験有りの場合は、台帳の履歴・運転経験の欄にその旨記載すること。

※運転者に対し指導、監督を実施した際の指導記録は営業所において3年間保存すること。

※自動車安全運転センター 宮城県事務所 電話 022-373-7171

所在地 仙台市泉区市名坂字高倉65番地 F a x 022-372-9322

## 国土交通大臣が認定する適性診断とは

### (1) 特定診断

事故惹起運転者は、当該交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受け診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内に受診させる。

#### ① 特定診断 I

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の1年間に交通事故

を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引きおこし、かつ、その事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者

## (2) 特定診断Ⅱ

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

## (2) 適齢診断

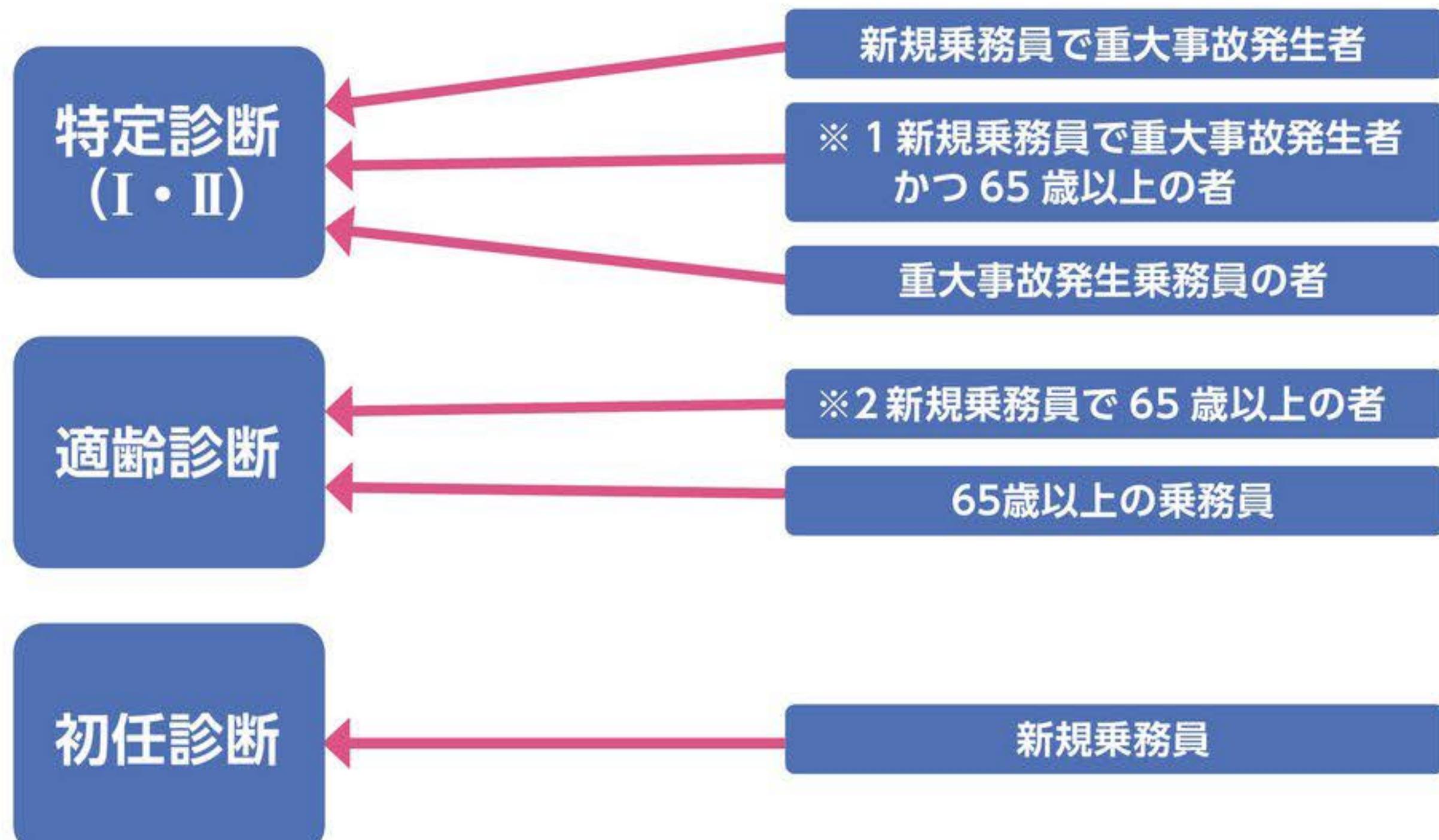
65才以上の高齢運転者は、高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを65歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

## (3) 初任診断

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者は、初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを当該貨物自動車運送事業者において、はじめてトラックに乗務する前に受診させる。ただし、やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後1カ月以内に受診させる。



## 適性診断フローチャート



※1 特定診断(I・II)を受けた者は適齢診断及び初任診断を受診したものとみなされる

※2 適齢診断を受けた者は初任診断を受診したものとみなされる

## 令和2年度年間指導教育計画表

営業所

| 月別指導教育実施事項 |   |   |
|------------|---|---|
| 月          | 法令等で定める事項   | 自社で定める事項  |
| 1月         | I. トラックを運転する場合の心構え<br>① トラック輸送の社会的重要性<br>② トラック事故の社会的影響<br>③ 交通事故統計を用いた教育   | ① 降雪、凍結時における安全走行の確保<br>② 車両整備の強化<br>③ 燃費向上運転の徹底<br>④ 飲酒運転防止の徹底              |
| 2月         | II. トラックの安全運行を確保するために遵守すべき基本的事項<br>① トラック運行に係る法令<br>② 義務を果たさない場合の影響の把握  | ① 降雪、凍結時における安全走行の確保<br>② 安全運転の励行運動<br>③ ヒヤリ・ハット情報の活用                        |
| 3月         | III. トラックの構造上の特性<br>① トラックの特性に合わせた運転<br>② トレーラの特性に合わせた運転<br>③ 貨物の特性を理解した運転  | ① 年度末における繁忙期対策<br>② 運転中における携帯電話の使用禁止<br>③ シートベルト着用強化月間                      |
| 4月         | IV. 貨物の正しい積載方法<br>① 偏荷重の危険性<br>② 安全輸送のための積付け・固縛の方法<br>③ 荷崩れ防止のための走行中の注意点  | ① 春の全国交通安全運動<br>② 新入学児童・高齢者の保護運転  |
| 5月         | V. 過積載の危険性<br>① 過積載による事故要因と社会的影響<br>② 過積載による罰則<br>③ 過積載の防止  | ① 交通量増大時の危険予知<br>② 車両の点検整備の強化<br>③ 燃費向上運転の徹底                                |
| 6月         | VI. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項<br>① 危険物の性状<br>② 危険物輸送の基本事項<br>③ タンクローリー運行上の注意事項   | ① 梅雨時期の健康管理<br>② 安全運転の励行運動<br>③ 燃費向上運転の徹底                                   |
| 7月         | VII. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況<br>① 適切な運行経路の選択と経路情報の把握<br>② 許可運送における経路選択  | ① 児童、高齢者等夏休み期間中の事故防止<br>② 身だしなみチェック運動<br>③ 気温上昇による健康管理、寝不足による過労防止           |
| 8月         | VIII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法<br>① 危険予測運転の必要性・危険予測のポイント<br>② 危険予知訓練・指差呼称及び安全呼称<br>③ 緊急時における適切な対応                      | ① 児童、高齢者等夏休み期間中の事故防止<br>② 夏季の繁忙期対策<br>③ 気温上昇による健康管理、寝不足による過労防止              |
| 9月         | IX. 運転者の運転適性に応じた安全運転<br>① 適性診断の必要性<br>② 適性診断結果の活用方法   | ① 秋の全国交通安全運動<br>② 車両の点検整備の強化<br>③ 安全運転の励行運動<br>④ 飲酒運転防止の徹底                  |
| 10月        | X. 交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因及びこれらへの対処方法<br>① 交通事故の生理的・心理的要因<br>② 過労運転防止のための留意点<br>③ 飲酒や薬物の影響による危険運転防止<br>④ ヒューマンエラーを防ぐために | ① 全国労働衛生週間<br>② 安全衛生意識高揚運動<br>③ 飲酒運転防止の徹底<br>④ ヒヤリハット情報の活用                  |
| 11月        | XI. 健康管理の重要性<br>① 健康起因の事故と健康管理の必要性<br>② 健康管理のポイント   | ① タイヤ交換時の安全確保<br>② タイヤチェーンの点検及び装着<br>③ 車両の点検整備の強化                           |
| 12月        | XII. 運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法<br>① 運転支援装置に係る事故の事例<br>② 運転支援装置の性能および留意点  | ① 降雪、凍結時における安全走行の確保<br>② 年末・年始輸送等の安全総点検の実施<br>③ 繁忙期の安全運転励行運動<br>④ 飲酒運転防止の徹底 |

注1 上記指導教育計画表は各月において、適宜変更及び追加して行う。

注2 法令等で定める事項は、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針「国土交通省告示第1366号」に定められた事項。

|  |   |                  |       |       |  |                                       |
|--|---|------------------|-------|-------|--|---------------------------------------|
| <b>乗務員教育記録</b>   |   | 事業所名 宮ト協運送 卸町営業所 |       |       |  |                                       |
| 実施年月日・令和1年5月1日(水)  |   | 所長               | 運行管理者 | 指導主任者 |  |                                       |
| 時 間・17:00 ~ 18:00  |   |                  |       |       |  |                                       |
| 場 所・当社会議室  |   |                  |       |       |  |                                       |
| 実 施 者・伊達市郎   |   |                  |       |       |  |                                       |
| <b>教育の種別</b> <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 初任者 <input type="checkbox"/> 事故惹起者 <input type="checkbox"/> 高齢者 |   |                  |       |       |  |                                       |
| <b>指導教育の内容</b>   | <p>1 降雪・凍結時における安全走行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別添の「冬道安全運転」「雪道走行の心得」を資料として車間距離を十分にとり、心と時間に余裕を持つ等、積雪、凍結路の安全走行を指導した。</li> </ul> <p>2 車両整備の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確実な日常点検と装備品(チェーン等)の確認を指導した。</li> </ul> <p>3 春の交通安全運動に伴う安全運転の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動の重点に基づく安全運転の励行について指導した。</li> <li>○ 横断歩道箇所の通行方法について指導した。</li> </ul> <p>4 トラックを運転する場合の心構え</p> <p style="color: red;">※ 指針項目は必ず実施。<br/>(1~12項目を年間にわたり実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トラック輸送の社会的重要性</li> <li>○ トラック事故の社会的影響</li> <li>○ 県内の交通事故発生状況</li> <li>○ 安全運行の心構え</li> </ul> <p>(資料「ドライバーに対して行う一般的な指導及び監督の指針」(指針第1章2-(1))</p> |                  |       |       |  |                                       |
|  | <b>出席者</b>  | 氏 名              | 転記    | 氏 名   | 転記   | 記 事                                   |
|  |   | 日本一郎             |       | 福島太郎  |  | ※ 福島、山形2名については、5月2日の17:00~18:00に指導実施。 |
|  |   | 東北二郎             |       | 山形次郎  |  |                                       |
|  |   | 宮城三郎             |       |       |  |                                       |
| 仙台四郎   |   |                  |       |       |  |                                       |
|  |   |                  |       |       |  |                                       |
| <b>自筆のサイン</b>  |   |                  |       |       |  |                                       |
|  |   |                  |       |       | ※ 乗務員に対し、初任・高齢・事故惹起等の特別教育を実施した場合は、運転者台帳の特別教育欄に転記し、転記した日付を記載する。 |                                       |
|  |   |                  |       |       |  |                                       |
|  |   |                  |       |       |  |                                       |
|  |   |                  |       |       |  |                                       |